

第4次泉大津市男女共同参画推進計画

～にんじんプラン～

【素案】

誰もが自分らしく
思いやりでつながるまち
いずみおおつ

令和8年3月

泉大津市

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	男女共同参画社会とは	1
2.	泉大津市の取組	2
3.	計画の位置づけ	3
4.	計画期間	4
5.	計画策定の体制	4
第2章	男女共同参画の現状と課題	5
1.	男女共同参画にかかわる社会の変化	5
2.	アンケート調査からみる意識と実態	14
3.	前期計画（第3次：2016～2025年度）における本市の取組と課題	19
4.	前期計画（第3次：2016～2025年度）における目標値の達成状況	21
第3章	計画の基本的な考え方	22
1.	計画の基本理念とめざす姿	22
2.	計画の基本方向	23
3.	計画の施策体系	24
4.	計画の重点項目の設定	26
第4章	施策の内容	27
基本方向1	互いを尊重し合う意識づくり	27
基本方向2	あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり	29
基本方向3	誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	33
第5章	計画の推進	36
1.	計画の推進体制	36
2.	計画の進行管理	37
資料編		38
	計画策定の経過	38
	泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例	40
	泉大津市男女共同参画審議会委員名簿	44
	泉大津市男女共同参画審議会規則	45
	泉大津市男女共同参画推進本部設置要綱	46
	泉大津市男女共同参画推進本部員一覧	48
	諮問書	49
	答申書（案）	50

本計画の愛称「にんじんプラン」は、平成7年の「泉大津市女性行動計画」策定時に市民によって名付けられました。“にんじん”は以下のキャッチフレーズに由来しています。

「**人**が好きです このまちが好きです 私も**参**加します」

第1章

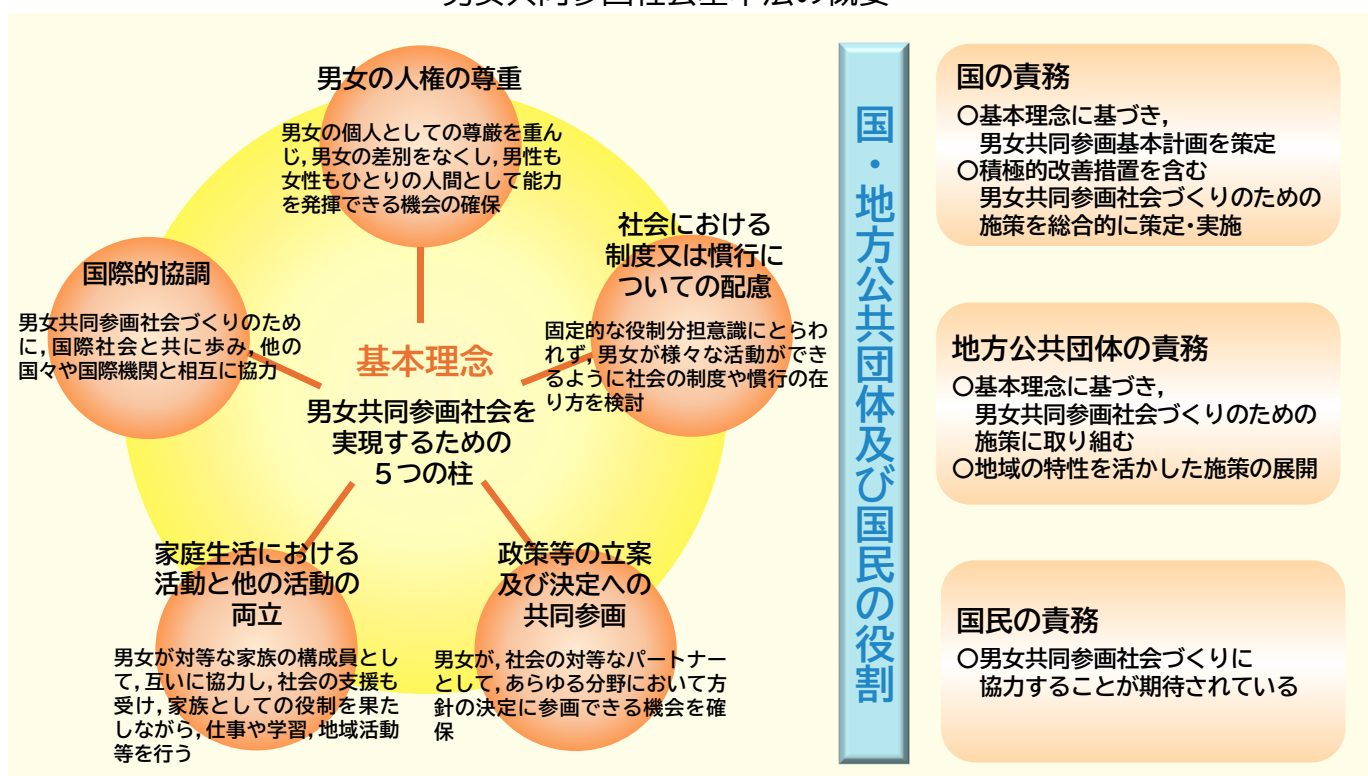
計画の策定にあたって

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を指します。（男女共同参画社会基本法¹第2条）

本市においては男女共同参画社会を、『誰もが自分らしく思いやりでつながるまちの実現の基盤』と位置づけ、本計画は『互いを尊重し、誰もが安心して活躍できる社会の実現』をめざした施策を総合的、体系的に取り組むために策定するものです。

男女共同参画社会基本法の概要



参考：内閣府男女共同参画局ホームページ

¹ 男女共同参画社会基本法：1999（平成11）年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画を規定しています。

2. 泉大津市の取組

本市においては、1995（平成7）年の「泉大津市女性行動計画（にんじんプラン）」策定以来、2006（平成18）年には「第2次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定し、男女共同参画に関する各種施策を推進してきました。第2次計画期間中に、目標としていた市が設置する審議会等委員の女性の参画率30%を達成するなど、男女共同参画に関する各種の施策を推進してきました。

2008（平成20）年には「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」を施行し、すべての市民が支え合い、社会のあらゆる分野で参画できる男女共同参画社会の実現をめざす市の方針を示し、市、市民、事業者、教育関係者等の責務を明らかにしています。

2016（平成28）年に策定した「第3次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」では「女性活躍推進法」及び「DV防止法」に基づく基本的な計画を包含しています。第3次計画では、多様な性の理解促進、男性の家事・育児参画、配偶者暴力や性暴力被害者への支援強化、災害対策における男女共同参画の視点導入など、社会情勢やニーズの変化に対応した取組を進めてきました。

また、市民に対して男女共同参画に関する様々な事業を展開するため、2006（平成18）年には「いずみおおつ男女共同参画交流サロン（にんじんサロン）」を開設しました。にんじんサロンは、「学び」「情報」「交流」の機能を持つ男女共同参画の拠点施設として、セミナーや講座等の学習機会の提供、男女共同参画に関する活動を行う自主グループの支援、地域イベントの実施など、多様な事業を展開し、市民が主体的に男女共同参画のまちづくりに関わる場として活用されています。

このたび、第3次計画の計画期間が終了することから、社会経済情勢の変化及び国の法改正に対応するために、「第4次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定しました。

なお、本計画の上位計画でもある「第5次泉大津市総合計画」では、目標達成に向けた取組とSDGs²の目標を関連づけて、国際社会の取組への連動性を示しています。本計画は、SDGsにおける17のゴールのうち「ジェンダー³平等⁴の実現」に寄与するものです。

² SDGs：2015（平成27）年に国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標のことです。SDGsでは、「ジェンダー平等の実現」が17の目標の一つであると同時に、すべての目標達成の根幹に位置づけられ、すべての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意することが指針に示されています。

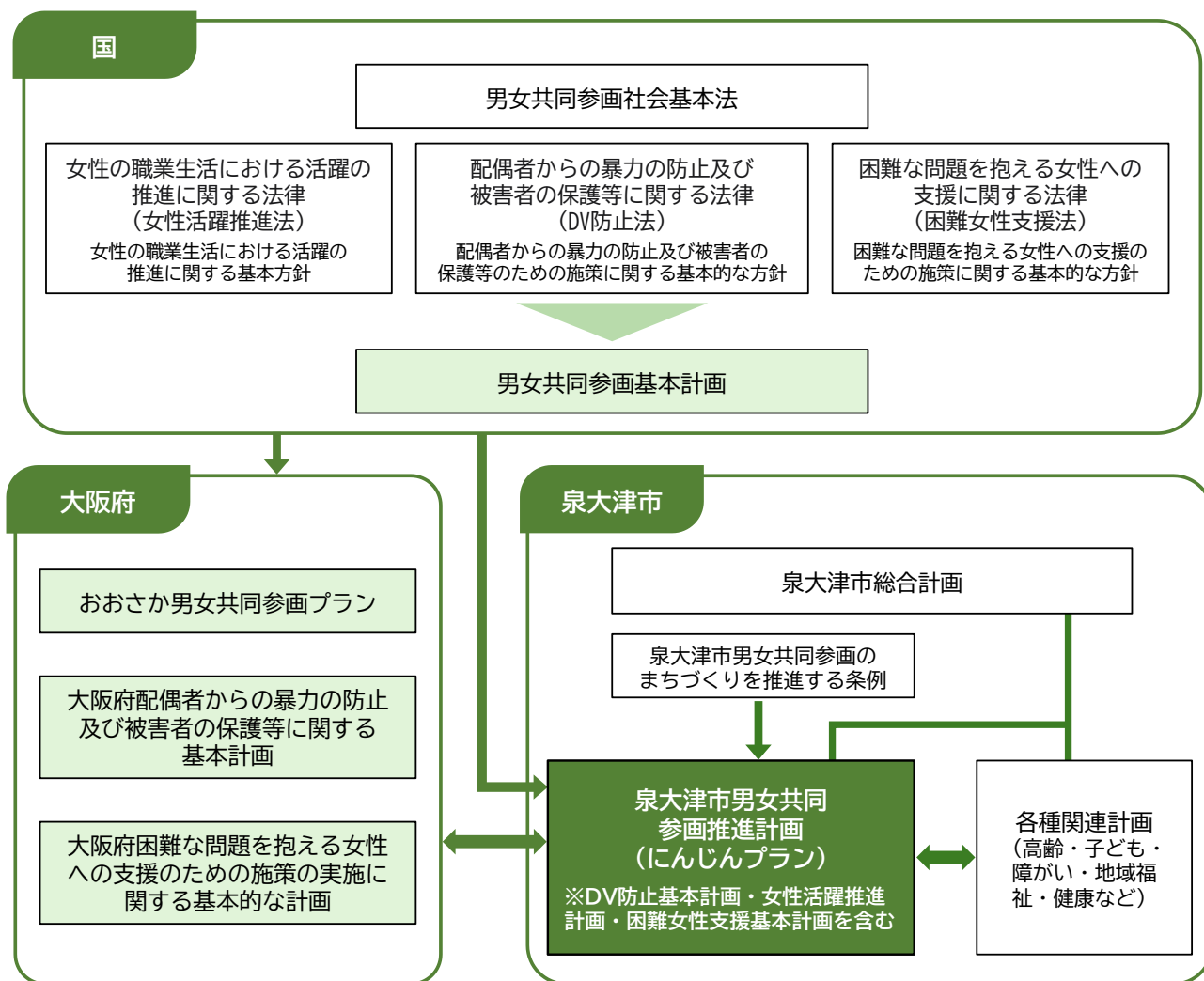
³ ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別を指します。

⁴ ジェンダー平等：性別に関わらず、すべての人が個人として尊重され、社会のあらゆる分野で公平な扱いを受け、自身の能力を最大限に発揮できる機会を得られる状態で、権利と責任を分かち合うことを意味しています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」に基づき誰もが対等に参画し、互いを尊重し合う社会の実現をめざした、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本的な計画です。また、女性活躍推進法、DV防止法、困難女性支援法に基づく市町村計画を含み、国や大阪府の関連計画を踏まえて策定します。

さらに、「第5次泉大津市総合計画」を上位計画と位置づけ、その考え方に沿って策定するとともに、その他各種関連計画との整合性を図ります。



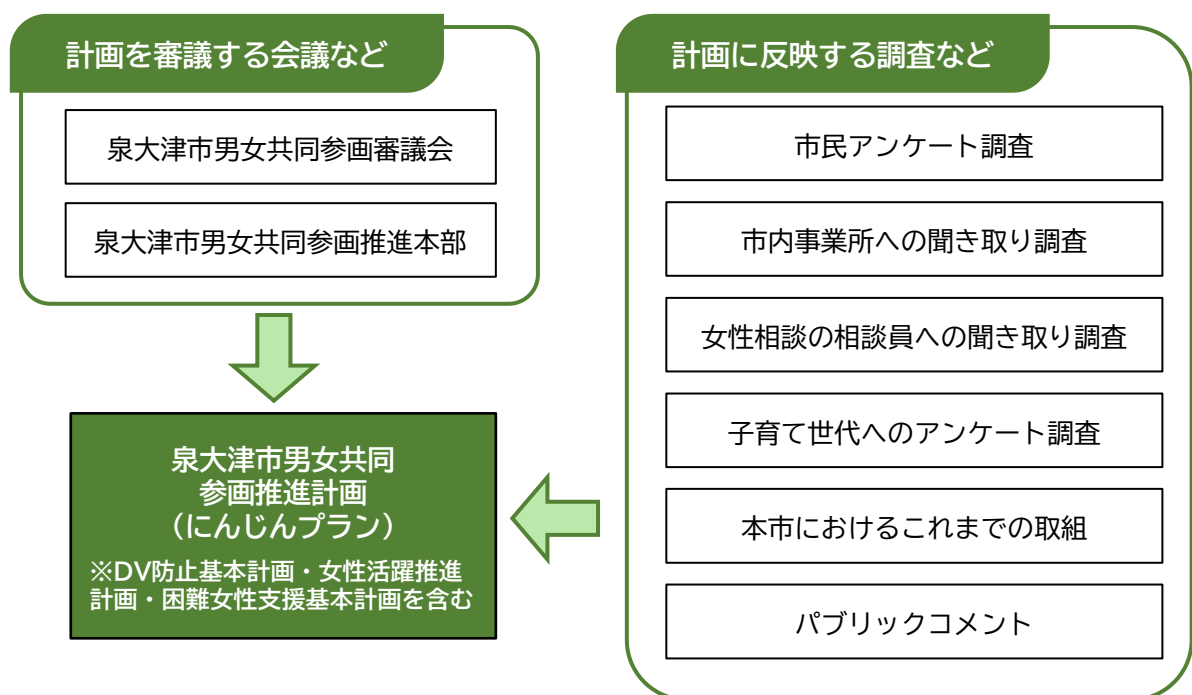
4. 計画期間

本計画の期間は、令和8年度を初年度として、令和17年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画策定の体制

本計画は、「泉大津市男女共同参画審議会」において審議を行うとともに、「泉大津市男女共同参画推進本部」でも検討を行いました。

また、市民アンケート調査のほかに、市内事業所、女性相談の相談員、子育て世代への調査を実施しました。さらに、広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施しました。



第2章

男女共同参画の現状と課題

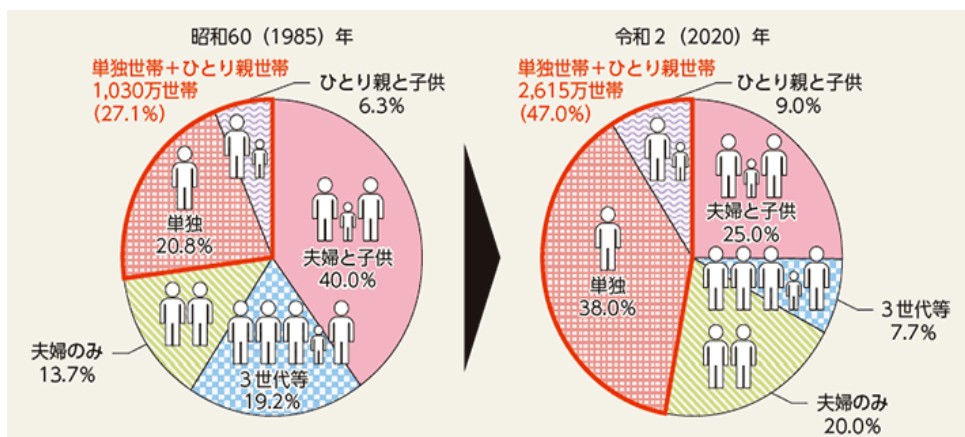
1. 男女共同参画にかかわる社会の変化

(1) 世帯の状況

全国状況

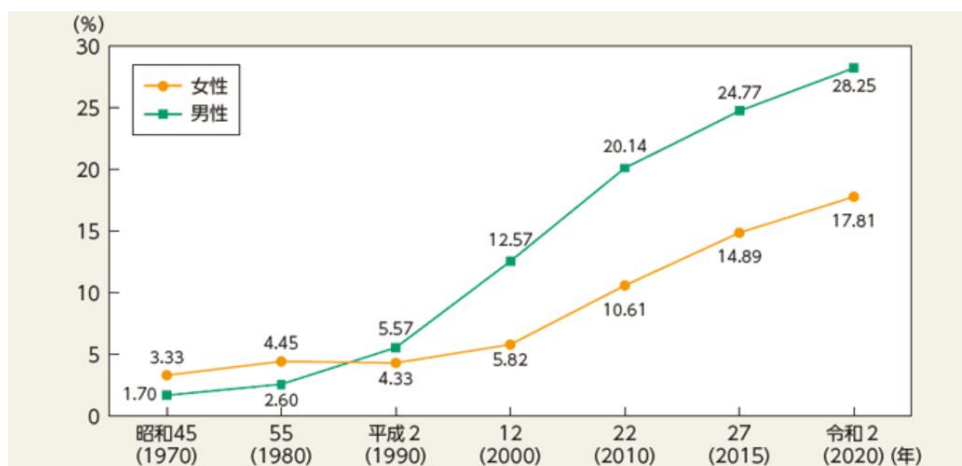
- 少子高齢化や結婚観の変化等を背景に、この30年余りで「夫婦と子供」の世帯と単独世帯の割合が逆転しています。
- 男女とも50歳時の未婚率が大幅に上昇しています。
- ➡ こうした変化に対応するために、育児や介護の支援体制のほか税制、社会保障制度等にわたる検討が進められています。

【家族のメンバー構成の変化（全国）】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」より転載

【50歳時の未婚率（全国）】

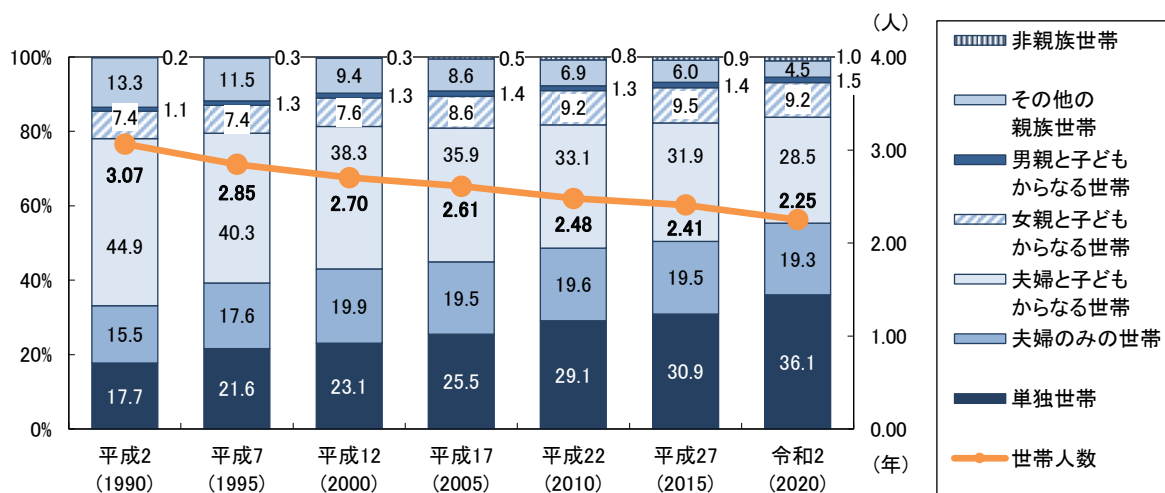


資料：内閣府「男女共同参画白書 令和4年版」より転載

泉大津市の状況

- 泉大津市における世帯構成の動向は、全国や大阪府と同様に夫婦と子どもからなる世帯の割合が大幅に減少する一方で単独世帯の割合が増加しています。
- 高齢者の単独世帯も年々増加しており、そのうち3分の2以上を女性が占めています。
- ➡ 非正規雇用で単身者の場合、生活困窮に陥りやすく、高齢単身女性の場合は相対的貧困率が高く、健康上の不安や社会的孤立の問題など、困難な状況におかれがちです。

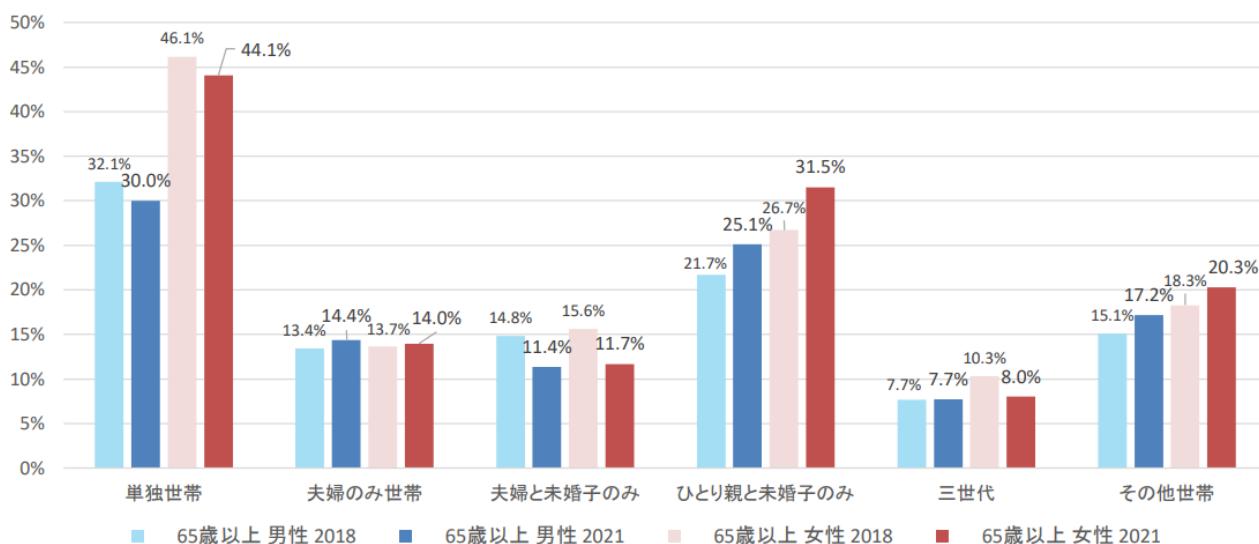
【世帯の種類ごとの割合と一世帯あたりの人数の推移（泉大津市）】



注）世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している

資料：総務省「国勢調査」

【相対的貧困率（世帯タイプ別：高齢者 65歳以上）（全国）】

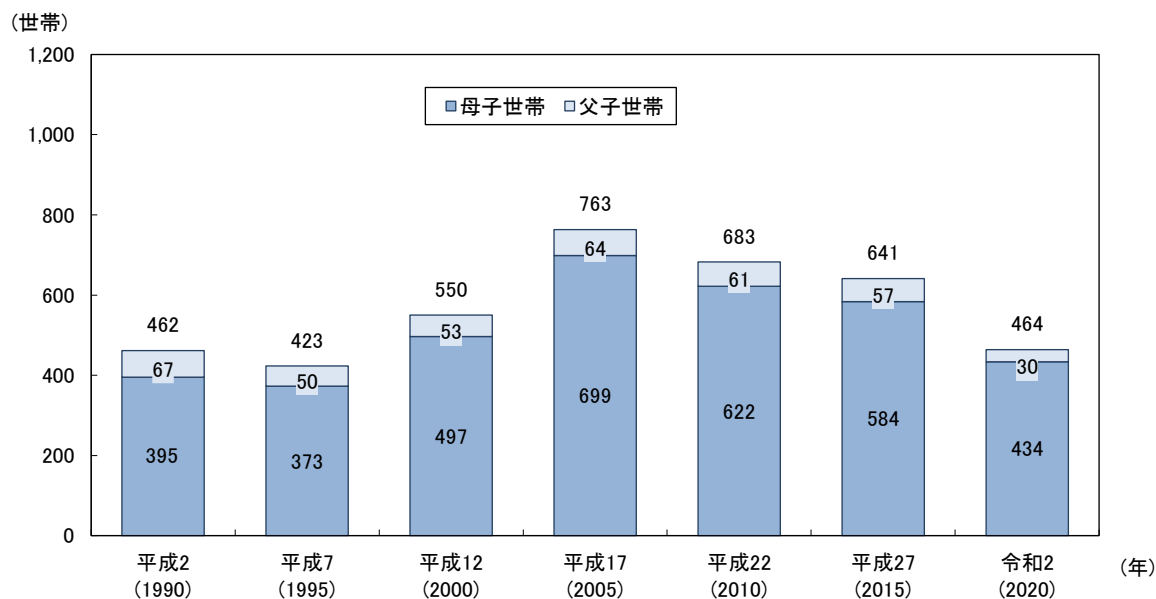


資料：阿部彩（2024）「相対的貧困率の動向（2022 調査 update）」JSPS 22H05098, <https://www.hinkonstat.jp/>（厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」の個票を用いて推計）

●泉大津市におけるひとり親世帯の推移をみると、2005（平成17）年をピークに減少傾向にあり、2020（令和2）年には464世帯となっています。また、一貫して母子世帯が多数を占めています。

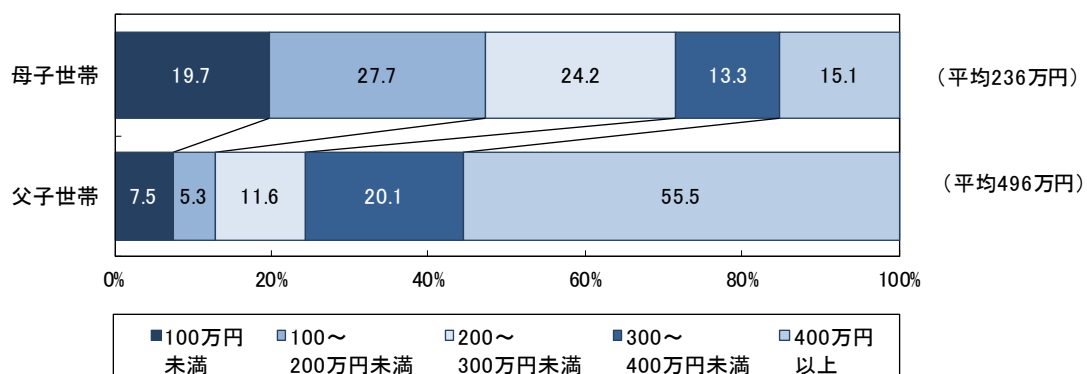
➡母子世帯は父子世帯と比べて、経済的に厳しい世帯が多い一方で、父子世帯は家事・育児での困難や相談できる相手が少ないといった課題を抱える傾向です。

【ひとり親世帯の推移（泉大津市）】



資料：総務省「国勢調査」

【母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）】



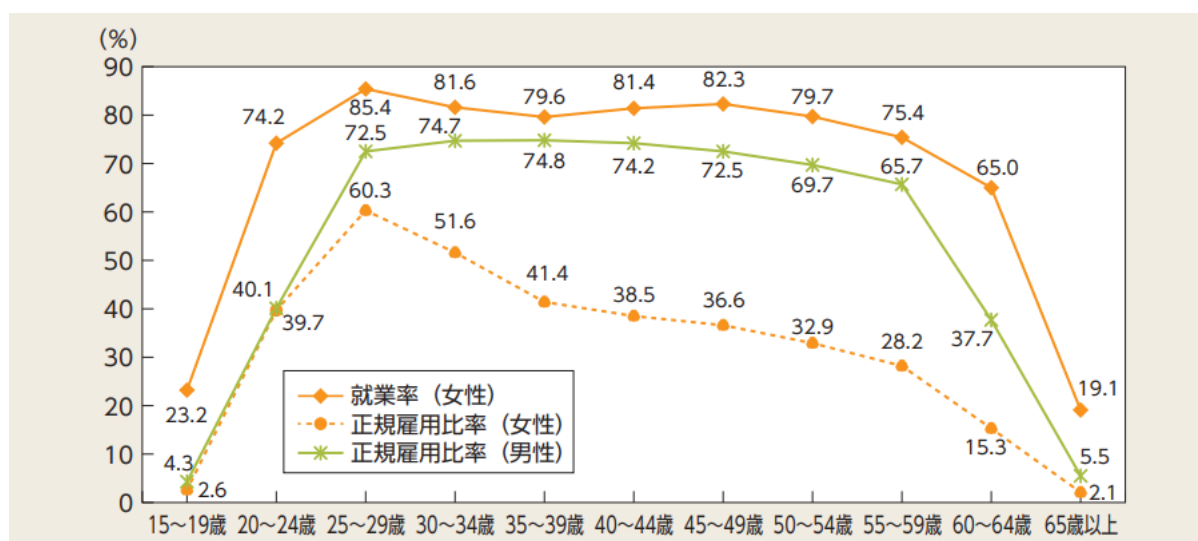
資料：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

(2) 女性と仕事

全国状況

- 女性の就業率は、20歳代後半から50歳代まで8割前後で推移しています。しかし、正規雇用比率は20歳代後半をピークに低下して、男性の正規雇用率とは大きな差が見られます。
- 女性が非正規で働く背景には、固定的な役割分担意識による家事・育児負担の女性への偏り、両立が難しい職場環境などの影響が考えられます。
- ➡長時間労働の是正や多様な働き方の導入、家庭における役割の平等な分担など誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる社会環境が求められます。

【女性の年齢階級別就業率と正規雇用比率（2024（令和6）年）（全国）】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和7年版」より転載

【妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）】

夫婦と子供の世帯	共働き世帯	妻	10時間28分	4時間49分	4時間18分	4時間25分
		夫	10時間28分	7時間45分	53分	4時間55分
	夫が有業で妻が無業の世帯	妻	10時間48分	5分	6時間39分	6時間29分
		夫	10時間40分	7時間02分	54分	5時間24分

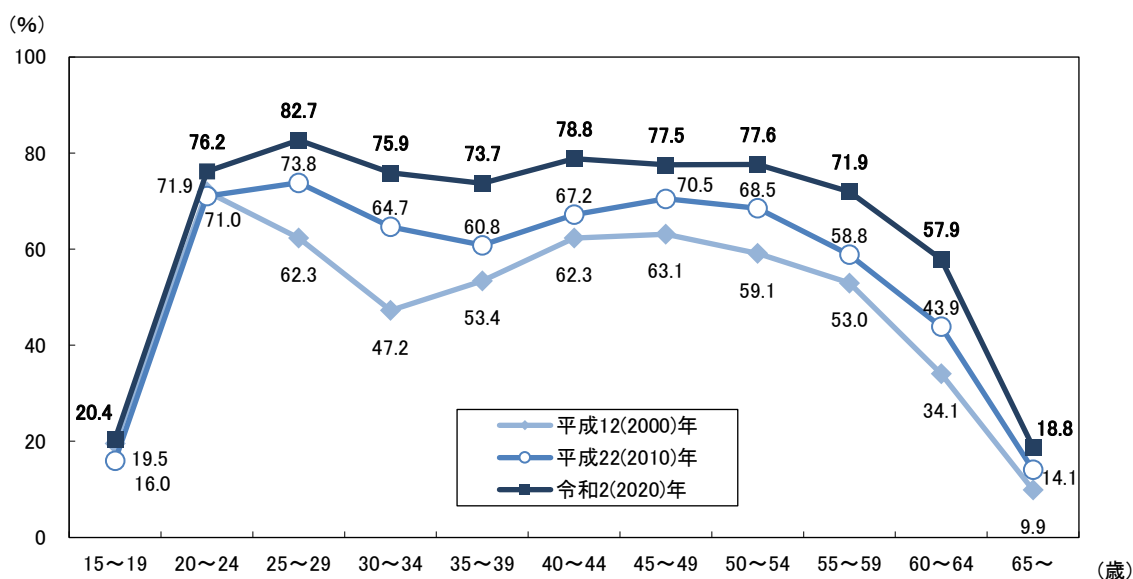
睡眠・食事等
 仕事・通勤等
 家事・育児・介護等
 自由時間（3次活動時間）

資料：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

泉大津市の状況

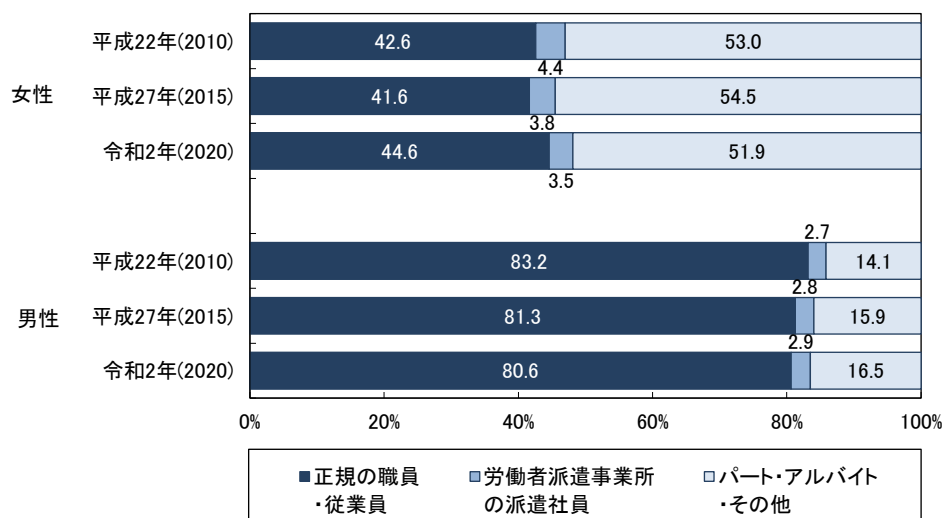
- 泉大津市における女性の就業状況をみると、全国の傾向と同様に、本市においても共働き世帯は年々増加しています。また、女性の年齢階級別労働力率をみても、この20年間で、すべての年代で労働力率が上昇しており、なかでも30歳代前半は大幅に上昇しています。
- ただし、女性は男性に比べてパート・アルバイト就労の割合が依然として高い状況にあります。
- ➡ 正社員を希望する女性が、希望をかなえられるような職場環境や家庭内での平等な役割分担が必要です。

【女性の年齢階級別労働力の変化（泉大津市）】



資料：総務省「国勢調査」

【雇用形態別構成割合の推移（性別・泉大津市）】



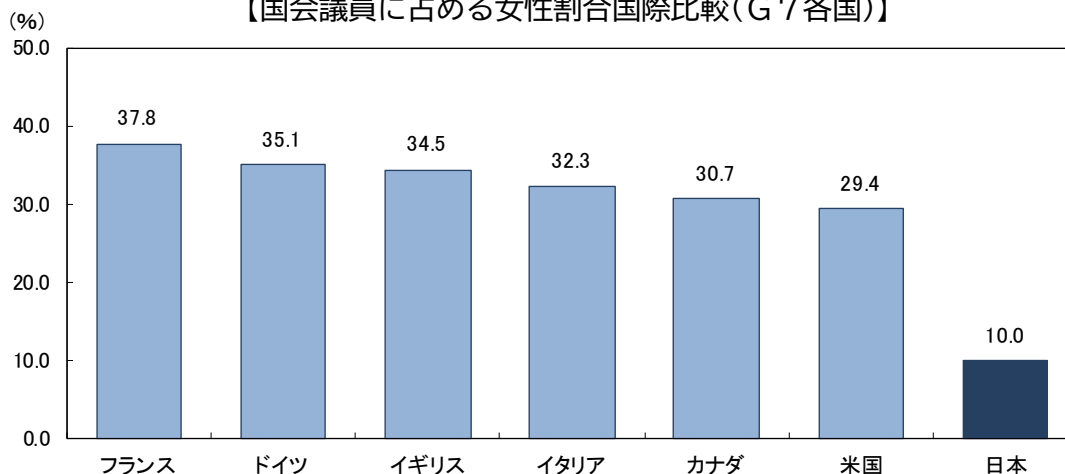
資料：総務省「国勢調査」

(3) ジェンダー・ギャップの状況

全国状況

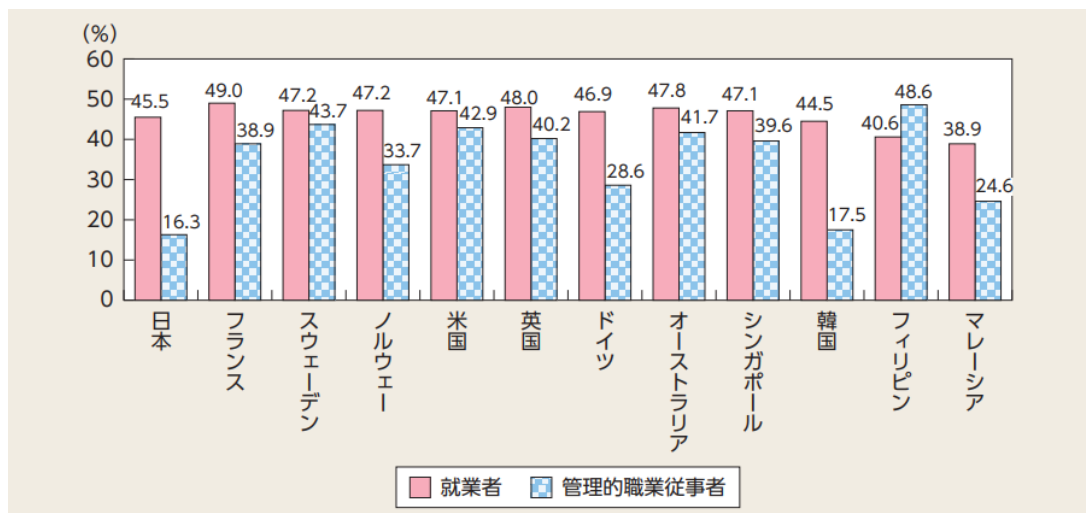
- 世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数⁵では、日本は経済と政治分野が極めて低く、118位／148か国（2025年6月12日発表）という状況です。
- 国連開発計画によるジェンダー不平等指数⁶は、男女間にある不平等の大きさを示す国際的な指標です。日本は22位／172か国（2025年5月6日発表）となっています。2つの指数で順位の差が大きいのは、意思決定における女性参画の項目の違いが影響しています。
- ➡ポジティブ・アクション⁷も含め、女性の人材登用・育成が必要とされています。

【国会議員に占める女性割合国際比較(G7各国)】



注) 数字は下院（日本は衆議院）議員に占める女性の割合 資料：IPU（列国議会同盟）「Women in politics:2023」

【諸外国における就業者及び管理的職業従事者職に占める女性割合】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和7年版」

⁵ ジェンダー・ギャップ指数各分野の項目：経済（労働参加率、同一労働の賃金、推定勤労所得、管理的職業従事者、専門・技術者）、教育（識字率、初等教育就学率、中等教育就学率、高等教育就学率）、健康（出生児性比、健康寿命）、政治（国会議員、閣僚、行政府の長の在任年数）

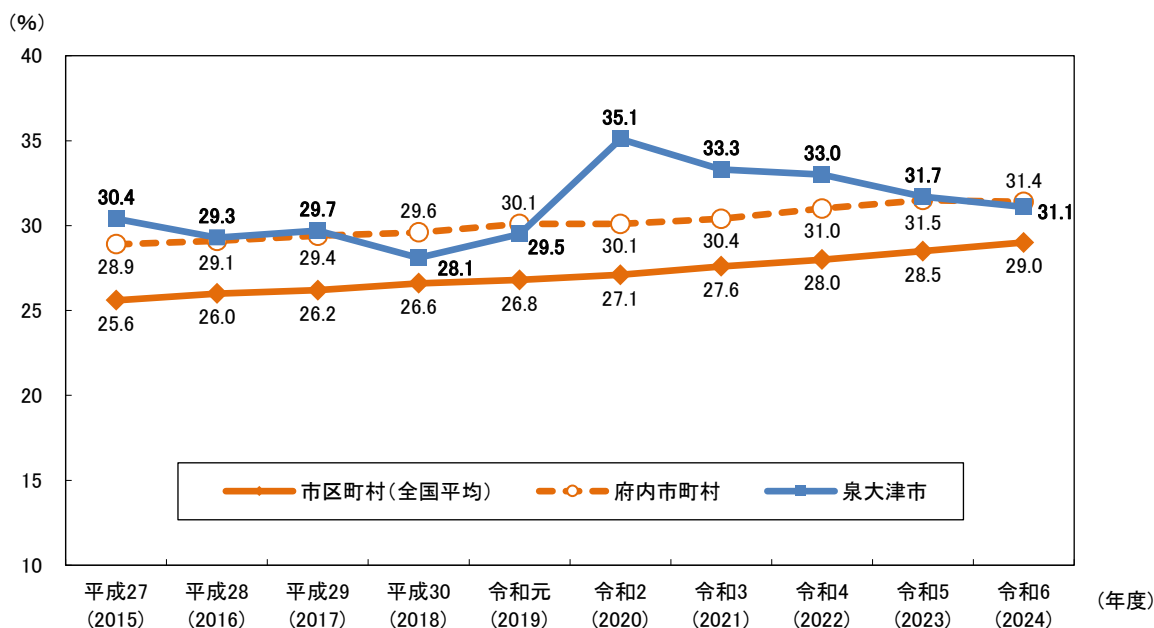
⁶ ジェンダー不平等指数各分野の項目：リプロダクティブ・ヘルス（妊産婦死亡率、若年（15歳～19歳）女性1,000人あたりの出産数）、エンパワーメント（国会議員、中等教育以上の就学率）、労働市場（労働力率）

⁷ ポジティブ・アクション：社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことです。

泉大津市の状況

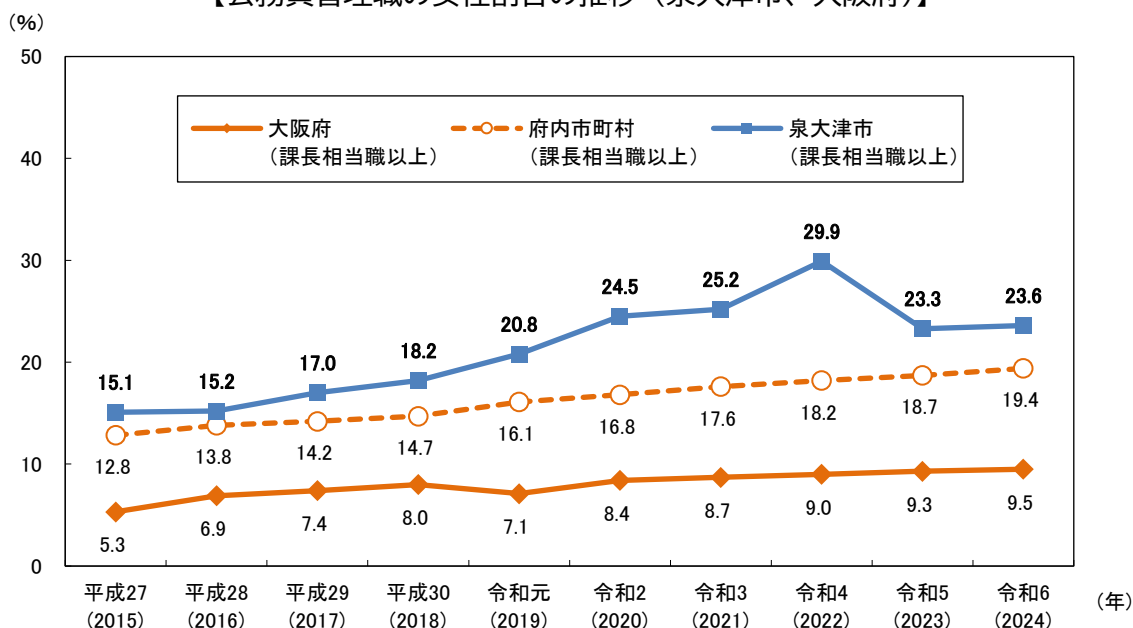
- 泉大津市における審議会委員の女性割合は、2020（令和2）年以降、全国平均や府内市町村の平均と比べて概ね高い水準で推移していますが、第3次計画で掲げた目標値40%は達成できていません。
- 市職員の管理職の女性割合は、全国平均、府内市町村平均と比べて高い状況です。
- ➡ 近年、審議会委員における女性割合は低下傾向となっており、上昇に向けた取組が必要です。管理職割合は、職員の性別割合にできる限り近づくことをめざす必要があります。

【審議会等における女性委員割合の推移（泉大津市、大阪府、全国）】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【公務員管理職の女性割合の推移（泉大津市、大阪府）】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(4) 性別に関係する様々な暴力

全国の状況

- 性別に関係する暴力として、配偶者等からの暴力（DV）やデートDV⁸、ストーカー行為、性犯罪、性暴力があります。これらの暴力の被害者は圧倒的多数が女性ですが、男性が被害に遭うこともあります。
- 近年、急速に被害が拡大しているのが、リベンジポルノ（私事性的画像被害）⁹や盗撮被害、ディープフェイクポルノ¹⁰などのデジタル性暴力です。SNSに起因する被害は低年齢化しており、小学生の被害が急増しています。
- ➡誰もが被害者にも加害者にもならないように、暴力を許さない社会意識の醸成や教育、被害者が声を上げやすい環境や被害者支援の体制が必要です。

【警察における刑法犯認知件数・相談件数の推移（被害者の状況・全国）】

		2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
不同意性交等	認知件数	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711	3,936
	うち女性	1,355	1,260	1,330	1,591	2,611	3,780
	女性割合	96.4	94.6	95.8	96.1	96.3	96.0
不同意わいせつ	認知件数	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096	6,992
	うち女性	4,761	3,995	4,111	4,503	5,840	6,629
	女性割合	97.2	96.2	96.0	95.6	95.8	94.8
公然わいせつ	認知件数	746	701	712	624	749	729
	うち女性	647	613	613	541	655	641
	女性割合	86.7	87.4	86.1	86.7	87.4	87.9
略取誘拐・人身売買	認知件数	293	337	389	390	526	588
	うち女性	245	276	322	322	411	461
	女性割合	83.6	81.9	82.8	82.6	78.1	78.4
配偶者からの暴力	相談件数	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619	94,937
	うち女性	64,392	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723
	女性割合	78.3	76.4	74.8	73.1	72.1	70.3
ストーカー	相談件数	20,912	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567
	うち女性	18,403	17,689	17,286	16,724	17,261	16,904
	女性割合	88.0	87.6	87.6	87.4	87.0	86.4
リベンジポルノ (私事性的画像被害)	相談件数	1,479	1,569	1,627	1,728	1,812	2,126
	うち女性	1,382	1,427	1,432	1,494	1,527	1,645
	女性割合	93.4	90.9	88.0	86.5	84.3	77.4

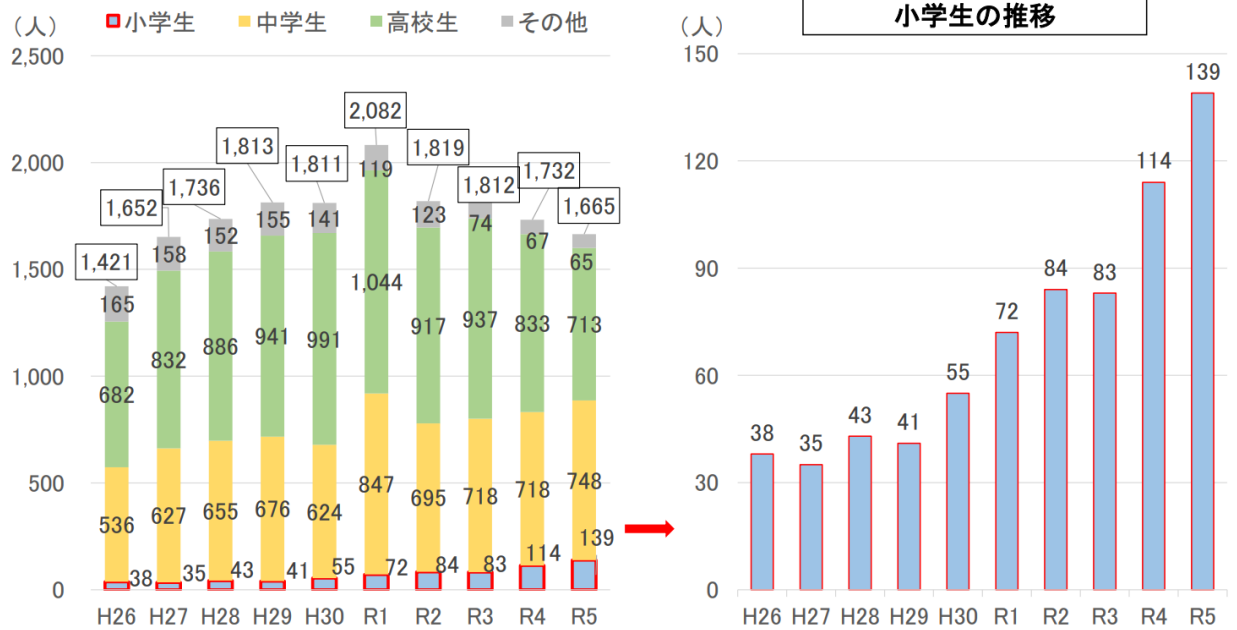
資料：警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

⁸ デートDV：恋人間の暴力のことをいいます。

⁹ リベンジポルノ(私事性的画像被害)：元配偶者や元交際相手などが、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のことです。

¹⁰ ディープフェイクポルノ：AI技術を使って特定の人物の顔を別の動画や画像に合成して、性的におとしめる被害のことを指します。

【SNSに起因する子どもの性被害】



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)

※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

資料：警察庁「子供の性被害」



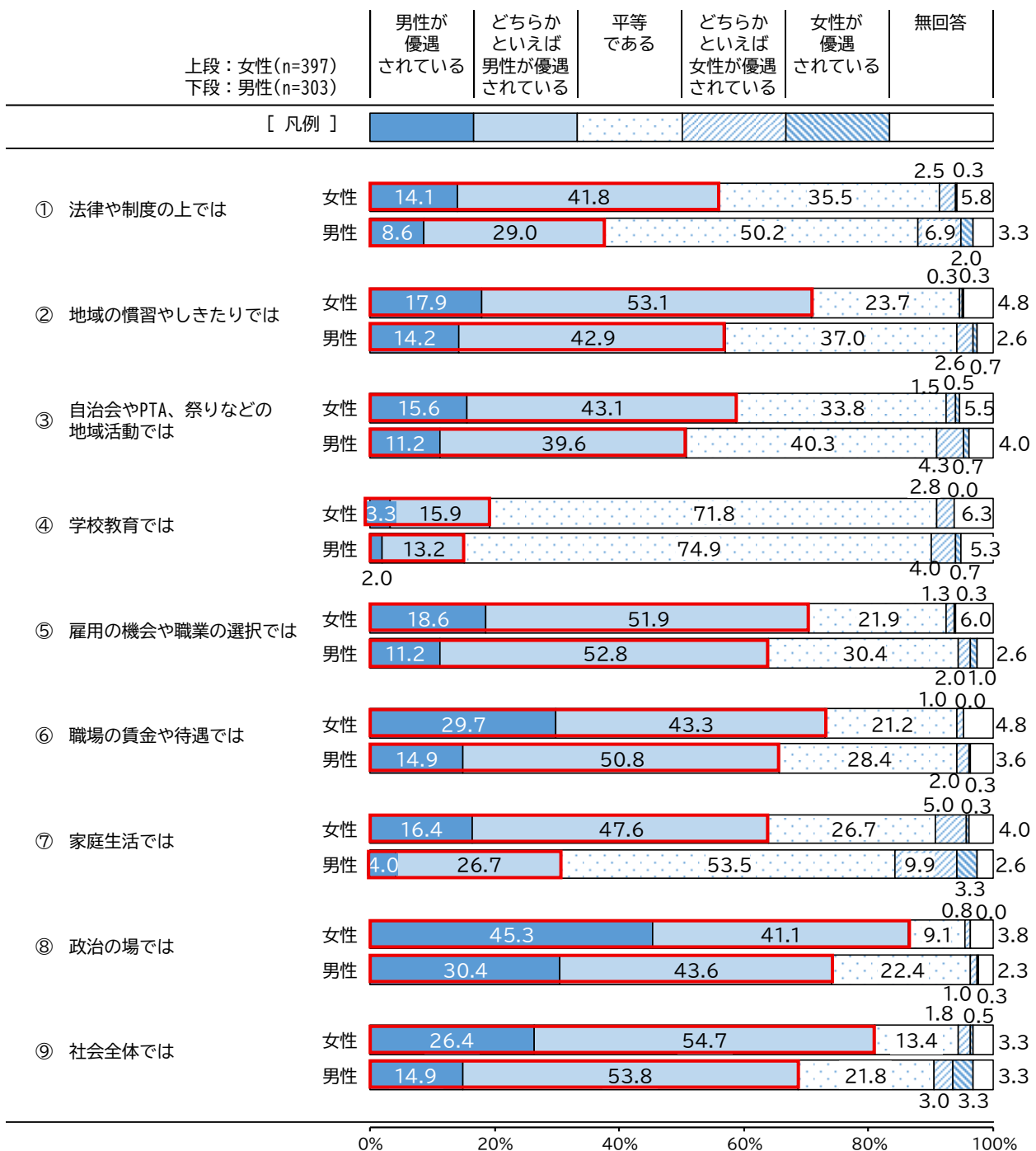
2. アンケート調査からみる意識と実態

(1) 社会における男女の地位の平等感

●2025（令和7）年度に実施した「男女共同参画に関するアンケート」の結果から、社会の各分野における男女の地位の平等感をみると、男女とも「平等である」が半数を超えているのは学校教育のみとなっています。“男性優遇”（「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）の割合は、特に政治の場で高く、女性は9割近く、男性は7割以上となっています。社会全体でも“男性優遇”の割合が高くなっています。

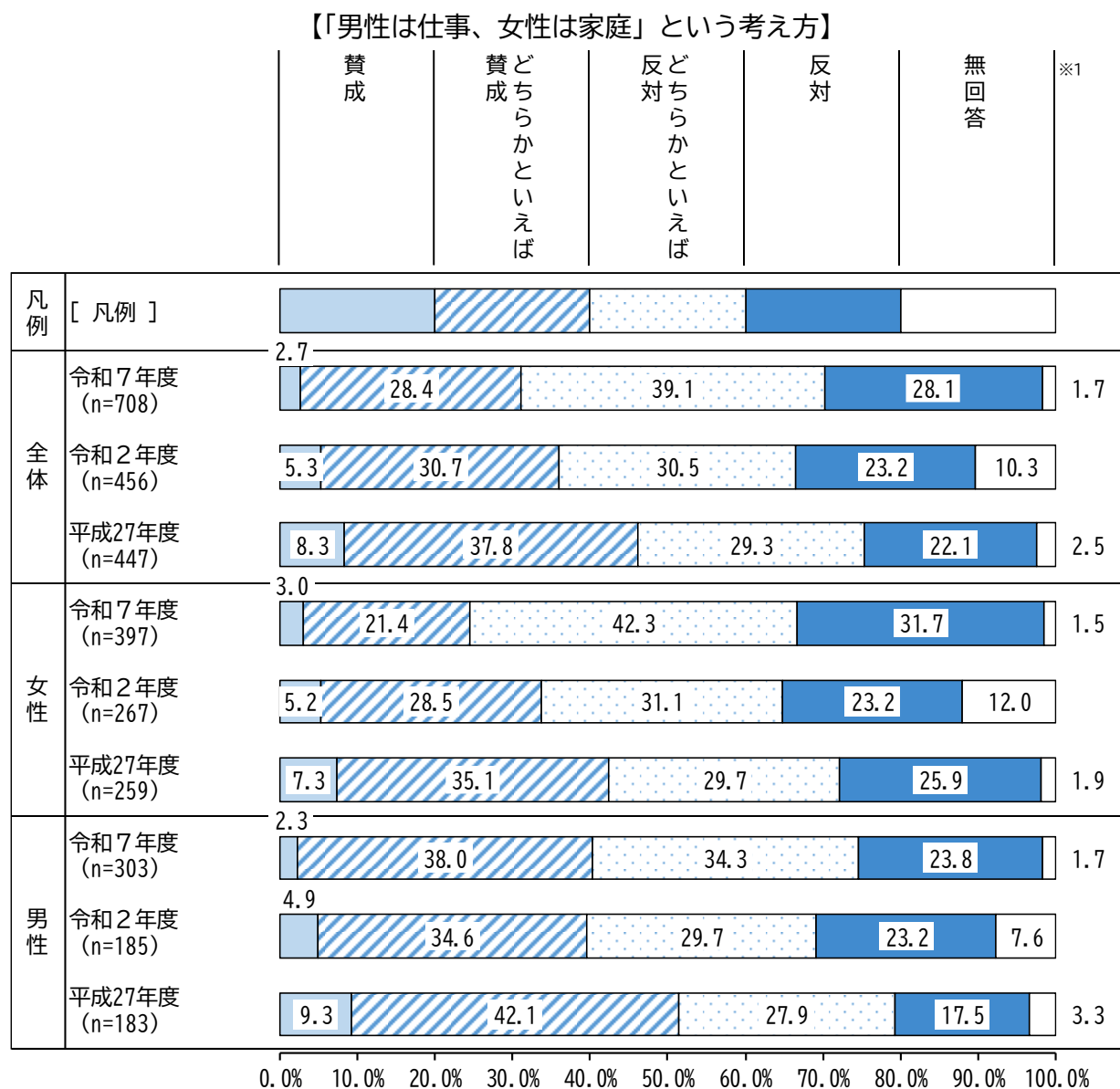
●性別では、いずれの分野も女性の方が男性に比べて“男性優遇”と感じている割合が高く、特に家庭生活では30ポイント以上の差があり、男女で意識差がみられます。

【男女の地位の平等感】



(2) 性別役割分担意識

- 「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担に“反対”（「反対」「どちらかといえば反対」の合計）の割合は6割以上を占めています。また、男性に比べて、女性の方が“反対”が約15ポイント高く、男女の意識差が大きくなっています。
- 2020（令和2）年度、2015（平成27）年度調査と比べると、“反対”は調査ごとに増加しており、性別役割分担に対する意識の変化がみられます。

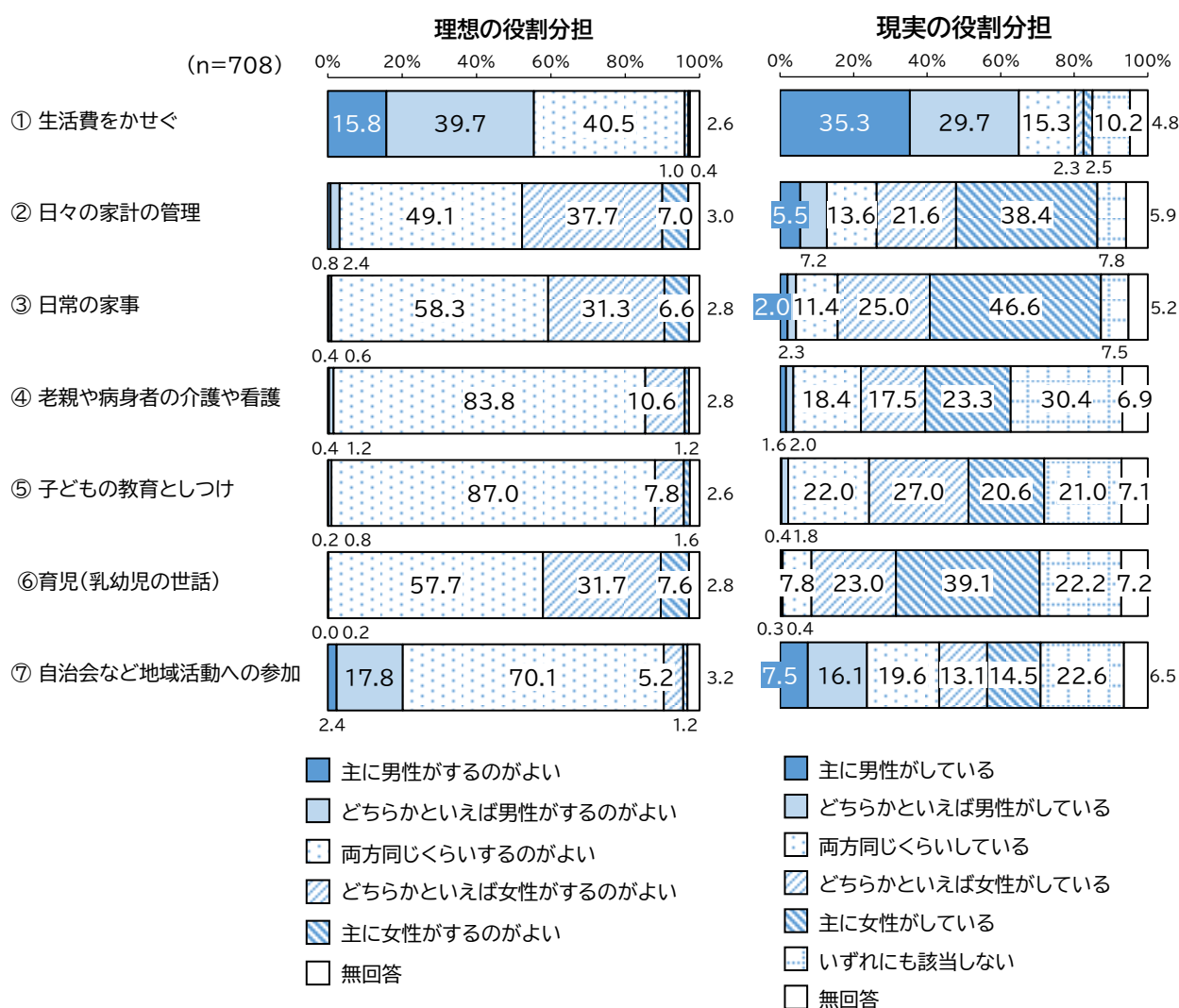


※1 過去調査の選択肢は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」

(3) 家庭における役割の理想と現実

- 家庭における理想とする役割分担については、すべての項目で「両方同じくらいするのがよい」の割合が最も高くなっています。一方で、現実では「生活費をかせぐ」は男性に、それ以外の家事や育児、介護等については女性に偏っている現状がみられます。
- 偏りの背景には、性別による賃金格差、育児・介護休暇の取得しやすさの違い、長時間労働が常態化している働き方などや、性別による役割分担が根強いことが考えられます。
- 子育て世代を対象に行ったアンケート調査では、配偶者・パートナーのいる家庭において、家事や育児の役割分担に対する満足度は男性よりも女性の方が低い傾向です。理由として、家事・育児の負担が女性に偏っていることが挙げられています。

【家庭における理想の役割分担と現実の役割分担】



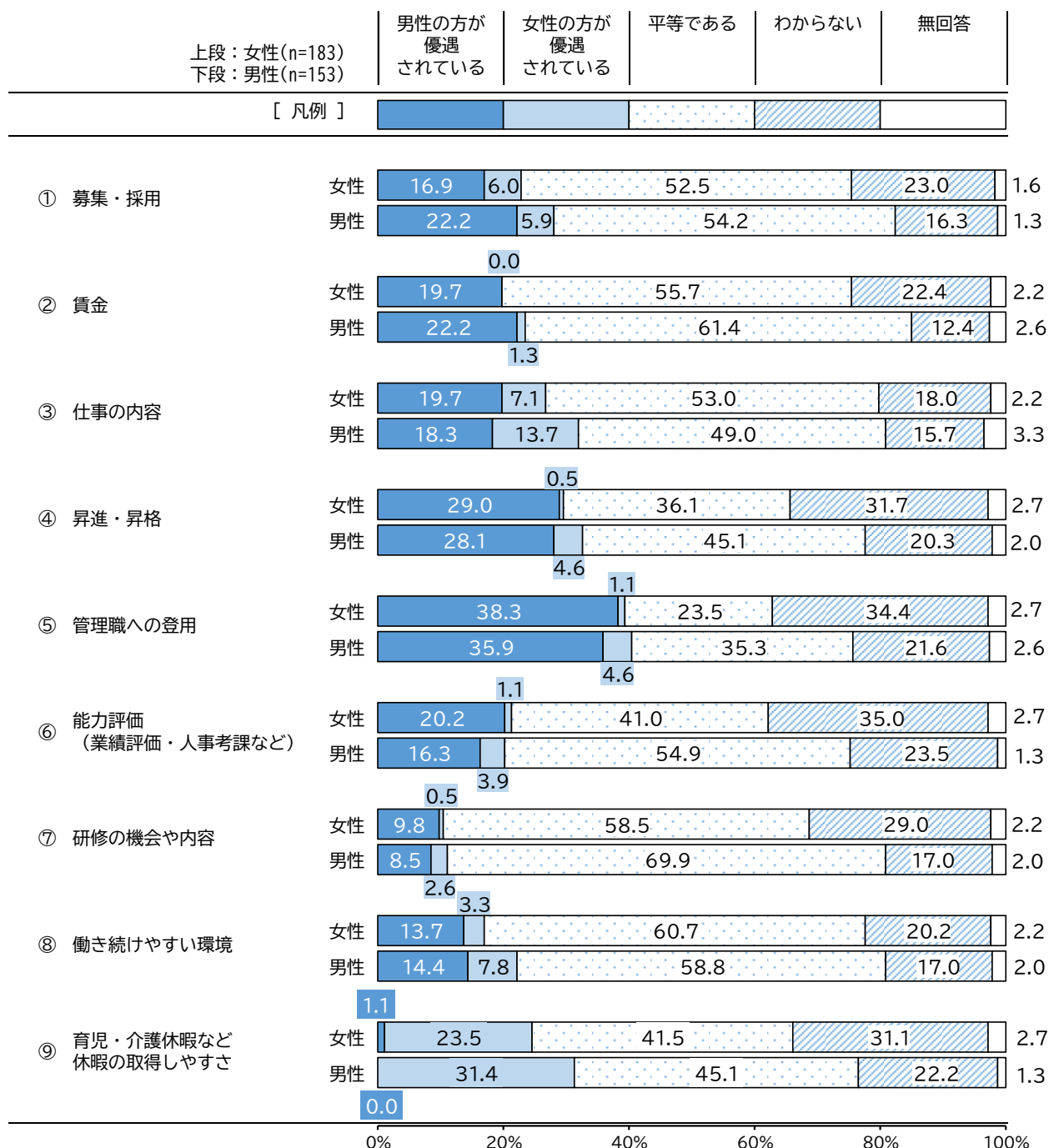
家庭の役割に不満を感じる女性の声

- いわゆる名も無き家事は女性ばかりなのは不満。
- 祖父母から子育ては母親がやるものと言われるのは不公平感がある。
- 夫は女性が家事や育児をして当然と思っている。
- 夫は気が向いたときしか家事をしない。

(4) 職場における男女の平等感

●現在雇用されて働く人のうち、「男性の方が優遇されている」と感じる割合は、男女とも「管理職への登用」は3割以上、「昇進・昇格」は約3割となっており、女性のキャリア形成において依然として見えない壁が存在することが示唆されます。

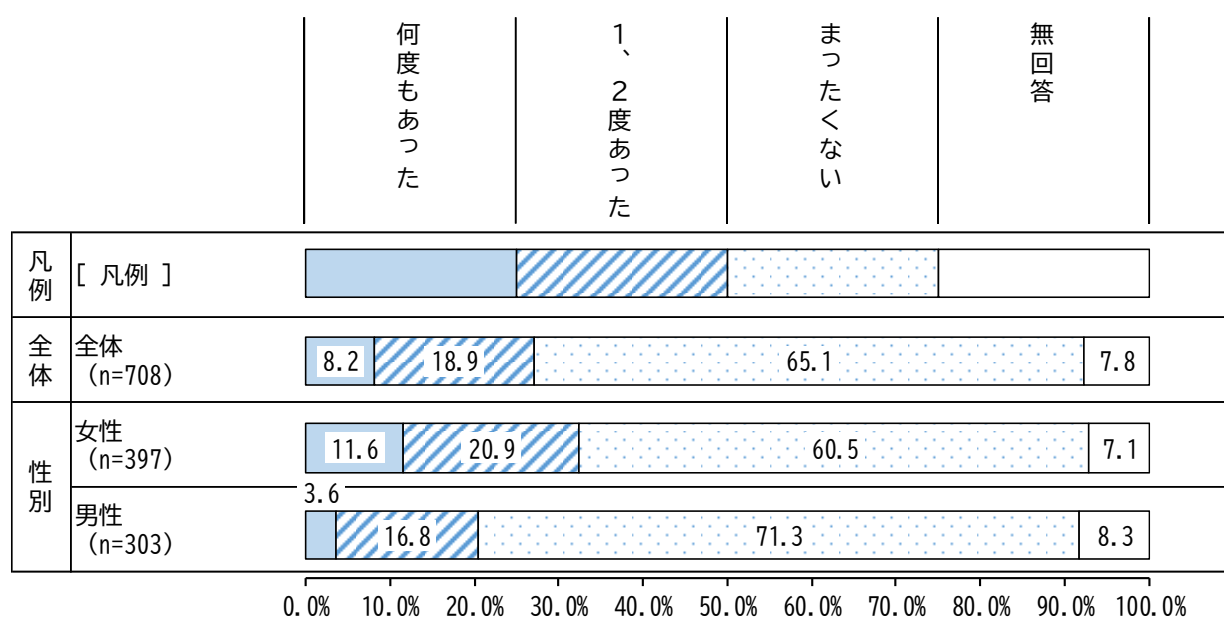
【職場における男女の平等感】



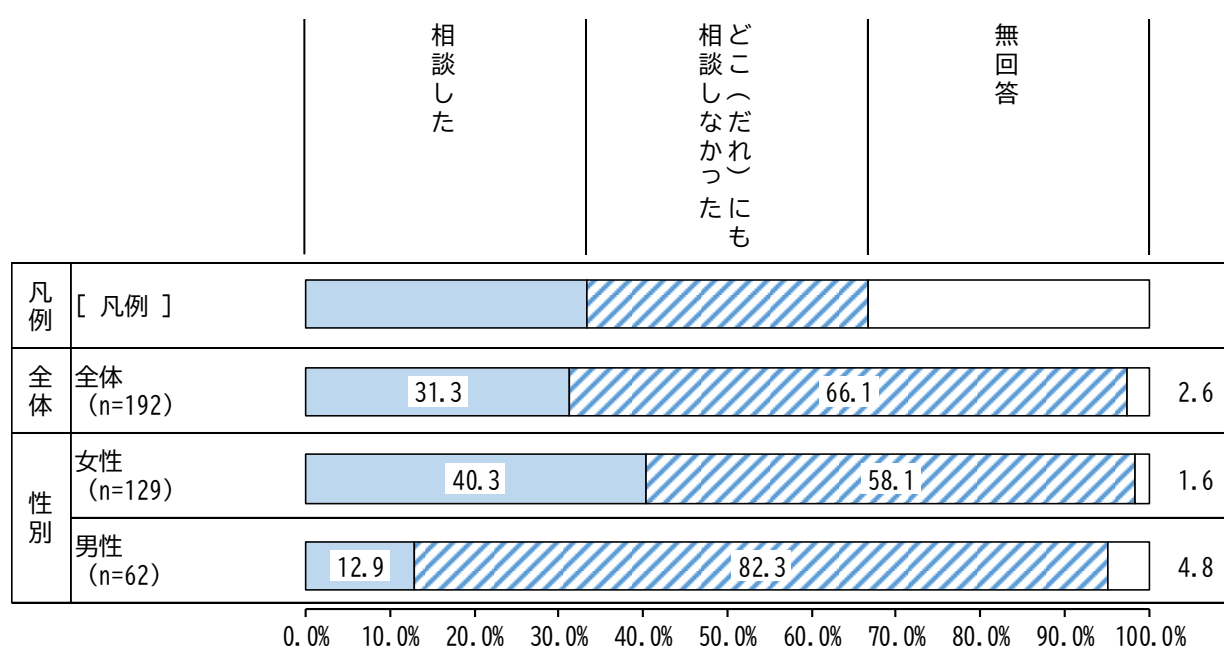
(5) 暴力（ドメスティック・バイオレンス）について

- 配偶者・パートナー、恋人から暴力（DV）を受けた経験がある人（「何度もあった」「1、2度あった」の合計）は3割近くにのぼり、特に女性では3人に1人が被害経験があるという実態が示唆されました。
- さらに、被害経験者のうち6割以上が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、相談したくても相談できなかった人が一定数含まれると推測されます。
- 特に男性では誰にも相談しなかった人が多く、男性が相談しにくい社会的な風潮や、相談窓口が主に女性を対象としているというイメージが背景にある可能性も考えられます。

【配偶者・パートナー、恋人から暴力（DV）を受けたことがあるか】



【だれかに打ち明けたり、相談したか】



3. 前期計画（第3次：2016～2025年度）における本市の取組と課題

前期計画（第3次：2016～2025年度）における主な取組の実績と課題は次のとおりです。

（1）前期計画における重点項目

重点項目① 子育て世帯に対する男女共同参画の推進

学習機会の提供・学習機会を利用できる環境づくり	
実績	● 子育て世帯が参加しやすいよう、講座の内容や時間帯を工夫 ● にんじんサロン実施講座や他課講座等への一時保育ボランティア派遣 ● 各種 SNS による情報提供の実施
課題	➢ 講座等における一時保育の充実 ➢ にんじんサロン公式 LINE 等の各種 SNS の登録者数増加に向けた取組 ➢ 情報を受け取る年代・層の固定化
貧困の連鎖を断つための支援 こどもの居場所づくり	
実績	● こどもの居場所づくり団体等への補助・相談支援の実施や情報共有の場の提供 ● フードリボンプロジェクトの実施
課題	➢ こどもの居場所づくり団体等の活動の安定化とより効果的な周知方法の工夫 ➢ こどもたちが気軽に利用できるきっかけ・雰囲気づくり

重点項目② 男性に対する男女共同参画の理解の促進

男性に対する理解の促進・働きかけ	
実績	● 固定的な性別役割分担意識に捉われない役割分担を促す周知を実施 ● 講座を通じた男性の育児・家事参加の促進 ● 父親の参加促進のため、開催日時を考慮した両親教室や親学習講座の実施
課題	➢ 様々な年代の男性が参加しやすい講座内容・周知方法の検討 ➢ 男女共同参画社会の実現には男女ともの理解が不可欠という認識の浸透と、周囲に発信できる人材の育成 ➢ 男性のにんじんサロンの講座参加者、公式 LINE 登録者の少なさ

重点項目③ 事業所に対する男女共同参画の働きかけ

セミナーの実施や、事業所に対する積極的な取組への働きかけ	
実績	● 事業所の新入社員等に向けた男女共同参画に係る研修の実施 ● 他機関実施の女性活躍や育児・介護休暇促進の研修・セミナーへの積極的な参加促進 ● 「えるぼし」・「くるみん」認定の周知・啓発
課題	➢ 事業所からの研修・セミナーへの参加者が少ない ➢ 事業所へのより効果的な働きかけのため、情報提供媒体や手法を検討 ➢ 男女共同参画に関する取組の重要性やメリットの周知による各事業所の意識向上

(2) 特色ある取組事例

市職員への男女共同参画に資する取組	
実績	● 意思決定層の多様性確保に向けた職員育成を推進するため、管理職向け研修の実施
課題	➢ より充実した研修となるよう、最新の動向を取り入れた内容の精査 ➢ 勤務年数の長い職員に対して、男女共同参画について考える機会を設ける ➢ 女性職員の管理職への登用拡大の継続的な実施
学校などにおける男女共同参画の推進	
実績	● 教育施設におけるジェンダー平等教育推進のための教職員への研修の実施 ● 府との連携や地域企業・高校との協働による多様なキャリア教育の充実
課題	➢ 研修や講座に参加した者だけでなく、職員全体での共有 ➢ 最新動向の情報提供に加え、事例共有、当事者との出会いの機会提供など、研修内容の充実 ➢ 多様化する進路選択について教職員の理解を広げ、深める必要性
女性の起業に向けた支援	
実績	● 女性の自己実現を目的とした起業に関する基礎知識や心構えを学ぶ講座の開催による、起業支援の推進
課題	➢ 受講後のフォローアップや、実際に起業へとつなげるための継続的な支援体制の構築
誰もが心とからだの健康を保持できるための取組	
実績	● 健康チェックや各種検診、食育講座、給食・野菜栽培体験、スポーツ教室などを通じた、あらゆる世代が心とからだの健康保持に関する取組に参加しやすい環境整備 ● 未病・栄養・運動習慣の意識啓発を実施
課題	➢ ヘルスリテラシーの向上に向けた健康状態の見える化の推進、多様な学びの場の提供 ➢ 学校給食における有機食材の安定的な確保と財源の確保
安心して子どもを育てるための子育て家庭への支援の充実	
実績	● 子育て世帯が安心して外出・交流できる環境整備
課題	➢ 赤ちゃんの駅の更なる設置と情報周知の工夫 ➢ 幅広い年齢や家庭に対応するため、おやこ広場の利用時間や内容の工夫 ➢ 子育てサークルの数や活動範囲の拡大
安全・安心な暮らしを支えるための基盤づくり	
実績	● 障がいのある市民の社会参画や自己実現にかかる社会基盤の構築
課題	➢ 基幹相談支援センター等の相談窓口の周知や役割の整理
防災・災害対策における男女共同参画の推進	
実績	● 女性職員の意見を反映した防災にかかる政策検討 ● 妊産婦向け防災訓練や備蓄品のローリングストックの継続による減災体制の充実
課題	➢ 防災分野への女性の参画拡大をより推進できる方法の検討 ➢ ローリングストックの考え方に基づいた、備蓄品の継続的な有効活用

4. 前期計画（第3次：2016～2025 年度）における目標値の達成状況

□は目標達成

	指標名	策定時の値	中間年実績	現状値	目標値
り 社会基本 実現方向 の1 男女 意識共 づく参 画	家庭生活や職場、学校、地域において、男女が平等であると思う市民の割合 ※第4次泉大津市総合計画中、基本施策「男女共同参画」における成果指標	61.3% (H26)	62.4% (H30)	58.7% (R6)	75% (R6)
	「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」と答えた人の割合	女性 55.6% 男性 45.4% (H27)	女性 54.3% 男性 52.9% (R2)	女性 74.0% 男性 58.1% (R7)	女性 60% 男性 55% (R7)
	社会の慣習やしきたりにおける平等感について、「平等である」と答えた人の割合	12.8% (H27)	12.9% (R2)	29.2% (R7)	15% (R7)
調 女基本 和 共同方向 参画2 雇 の推用 進の場 と仕における 事と生活の男	雇用の機会や職業の選択における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	19.5% (H27)	20.6% (R2)	25.3% (R7)	25% (R7)
	賃金や待遇における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	13.9% (H27)	19.5% (R2)	24.0% (R7)	20% (R7)
	家庭生活における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	28.9% (H27)	34.0% (R2)	37.9% (R7)	40% (R7)
	「育児休業を取った、あるいは、今取っている」と答えた就学前児童の父親の割合※次世代育成支援を進めるためのアンケート調査（平成25年実施）	4.7% (H25)	— —	— —	10% (R5)
共 基本 同参方向 画の3 意 推進における思 男女決	審議会等委員の女性割合	30.4% (H27)	35.1% (R2)	30.6% (R7)	40% (R7)
	女性委員のいない審議会等の割合	14.3% (H27)	18.5% (R2)	6.4% (R7)	0% (R7)
る 基本 暴力方向 の根4 絶 あ ら ゆ	DV防止法の認知度（内容も知っている人の割合）	31.1% (H27)	33.6% (R2)	17.1% (R7)	50% (R7)
	交際相手や配偶者等からの暴力についての相談窓口を「1つも知らない」と答えた人の割合	14.5% (H27)	10.3% (R2)	10.5% (R7)	0% (R7)
	DVを受けた際に、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合	40.7% (H27)	50.5% (R2)	66.1% (R7)	20% (R7)

第3章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念とめざす姿

本計画は、「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」で定める7つの基本理念に基づき、市民一人ひとりのウェルビーイング（Well-being 心身の健康と生活の充実）¹¹が実現する社会をめざしています。

そのうえで、「第5次泉大津市総合計画」（2025年～2034年）の前期基本計画（2025年～2029年）における人権・男女共同参画分野の個別目標をめざす姿として設定します。

泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例における7つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②性別、性的指向及び性自認に関わらず、あらゆる人の人権尊重への配慮
- ③社会における制度又は慣行についての配慮
- ④政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- ⑥家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑦国際社会における取組への配慮

めざす姿

**性別にかかわらず、互いに尊重しあい、
望む暮らし方を選択できるまち**

¹¹ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。この計画では、ジェンダー平等を基礎として、多様な個人が、自分の望む生き方を選ぶことができるような、個人を取り巻く環境や社会のあり方も含む包括的な概念としてとらえています。

2. 計画の基本方向

本市では、「男女共同参画」を“性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、自分らしさを発揮できる社会”と捉えています。

この考え方と7つの基本理念に基づき、めざす姿を実現するために以下の3つの基本方向を定めました。この方向に沿って、総合的・体系的に施策を推進します。

基本方向1 互いを尊重し合う意識づくり

性別にかかわらず一人ひとりが互いを尊重し、対等に参画できる社会を実現するためには、男女共同参画への理解を深め、日々の生活や行動の中で実践していくことが大切です。そのために、あらゆる世代に向けた情報発信や啓発を行うとともに、多様な生き方や価値観に触れ、学ぶ機会を広げ、学校や地域など身近な場で意識を育みます。

基本方向2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

仕事や家庭、地域における活動などの様々な場面で、一人ひとりが自分の能力や個性を生かし、いきいきと活躍できる環境づくりを進めます。

そのために、家庭内での家事や育児の平等な分担も含め、互いを支え合いながら一人ひとりが自分らしい働き方や地域活動、意思決定の場への参画を可能にする社会をめざします。

基本方向3 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

性別に関係するあらゆる暴力の根絶をめざし、啓発・予防や被害者支援を推進するとともに、複合的な困難を抱える人々が安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、防災や災害対応の取組にも、一人ひとりの立場に寄り添った視点を取り入れ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。



3. 計画の施策体系

基本方向

基本施策

基本方向1

互いを尊重し合う意識づくり

性別にかかわらず一人ひとりが互いを尊重し、対等に参画できる社会を実現するために、あらゆる世代に向けた情報発信や啓発を行うとともに、ジェンダー平等を学ぶ機会を広げ、学校や地域など身近な場で意識を育みます。

基本施策1)

多様性を認め合う意識の醸成

基本施策2)

学校・家庭における
自分らしさを尊重する教育の推進

基本方向2

あらゆる分野で 誰もが活躍できる 環境づくり

仕事や家庭、地域における活動などのあらゆる分野での男女共同参画を推進し、誰もが自分の能力や個性を生かして活躍できる環境づくりを進めます。

基本施策1)

雇用の場における男女共同参画の推進

基本施策2)

仕事と生活の調和

基本施策3)

政策・方針決定の場における女性の参画促進

基本施策4)

地域における男女共同参画の推進

基本方向3

誰もが安全・安心に暮らせる まちづくり

性別に関係するあらゆる暴力の根絶をめざし、啓発・予防や被害者支援を推進するとともに、複合的な困難を抱える人々が安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、男女共同参画の視点に立った防災・災害対策を進め、一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

基本施策1)

困難な問題を抱える人への支援

基本施策2)

性別に関係するあらゆる暴力の根絶

基本施策3)

生涯にわたる心とからだの健康保持

基本施策4)

防災に関する男女共同参画の推進

施策内容

- ①性別にもとづく思い込みへの気づきと是正
- ②性の多様性の理解と尊重
- ③ジェンダー平等に関する情報発信の推進

重点項目①
家庭における偏った役割分担の是正

- ①こどもの人権尊重と多様な選択を可能にする教育の推進
- ②家庭におけるジェンダー平等教育の促進

女性活躍推進計画

- ①事業所における女性の活躍推進に向けた環境整備と取組の推進
- ②職場におけるハラスメント防止
- ③女性の就業支援

重点項目②
性別にかかわらず
活躍できる
職場づくり

- ①仕事と家庭生活の両立支援の推進
- ②事業所における両立支援の取組促進
- ③多様な働き方の実現への支援

- ①審議会等への女性の参画の促進
- ②市職員・教職員管理職への女性の登用の促進
- ③地域における方針決定の場への女性の参画の促進

- ①地域活動の参加促進に向けた環境づくり
- ②地域活動を行おうとする個人・団体への支援

困難女性支援計画

- ①ひとり親家庭への支援体制の充実
- ②複合的な困難を抱える人への支援

- ①性別に関係する暴力に関する啓発・教育の推進
- ②被害者の保護と支援の推進
- ③被害者の自立のための支援

基本計画
DV防止

重点項目③
暴力を生じさせない
社会の形成

- ①健康対策の推進
- ②性に関する知識の普及と相談体制の整備

- ①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進
- ②様々な人への配慮ができる災害時支援体制の構築

4. 計画の重点項目の設定

本計画では、3つの基本方向に基づいて様々な施策を推進していきますが、特に重点的に取り組んでいくものとして、以下の重点項目を設定します。

重点項目案① 家庭における偏った役割分担の是正

■基本方向1－基本施策1）－施策内容①

■基本方向2－基本施策2）－施策内容①

【課題】家庭内の役割分担について、男女が同じくらい担うことを理想とする人が多いにもかかわらず、現実には性別による役割の偏りが大きく、理想と現実にギャップがあります。また、家庭における男女の平等感では、男性に比べて女性のほうが「男性優遇」と感じる割合が高く、さらに、家事・育児の分担に関する満足度も男性に比べて女性の満足度が低いことがアンケートから明らかになるなど、女性の方がより家事・育児・介護等の負担感が大きいことがうかがえます。

これらの結果から、今もなお性別による固定的な考え方が残っており、一人ひとりが自分らしい生き方や働き方を選びにくい状況にあると考えられます。家庭内の役割分担の偏りの是正に向けた取組を行うとともに、職場や地域活動などあらゆる場で、誰もが自分の意思で役割や行動を選択できる社会の実現が求められます。

重点項目案② 性別にかかわらず活躍できる職場づくり

■基本方向2－基本施策1）－施策内容①

■基本方向2－基本施策3）－施策内容②

【課題】働く女性は増えているものの、男女の賃金格差や、管理職に就く女性の割合は依然として低く、また男性が家事・育児に参画しながら仕事を両立する意識や環境整備が十分とはいえません。女性活躍や男女両方への両立支援について、企業にも参加しやすい施策を示すことで、地域全体の働き方や活躍の底上げを図る必要があります。

また、市役所が女性活躍のモデル職場として、性別にかかわらず人材育成と活躍の場の拡大を組織的に整備し、市内事業所への波及効果を生み出す必要があるとともに、多様な人材が活躍できる職場環境が組織の活性化と地域の成長を支えることを、市内事業所に向けて発信していく必要があります。

重点項目案③ 暴力を生じさせない社会の形成

■基本方向3－基本施策2）－施策内容①

■基本方向3－基本施策2）－施策内容②

【課題】市民アンケート調査結果で、DVにあたる行為に対する認識が大阪府調査と比較して、低い傾向がみられます。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的暴力など、あらゆる形で相手をコントロールしようとする行為も暴力にあたることを認識する必要があります。

第4章

施策の内容

基本方向1 互いを尊重し合う意識づくり

誰もが性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会の実現に向けて、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が個人の可能性や活躍の機会を制限していることに気づき、見直していくことが重要です。

あらゆる世代の人々に対して、性別にとらわれず互いを尊重し能力を発揮できる社会への意識を高めるための情報の提供や広報・啓発活動を積極的に展開していくとともに、多様な価値観や生き方について学ぶ機会の提供や、学校等における教育などを推進します。

■ 計画推進の指標

指標名	現状値	目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」と答えた人の割合	女性 74.0% 男性 58.1% (R7)	80.0%以上
にんじんサロン SNS 登録者数	402 人 (R6)	1,700 人

■ 基本施策

1) 多様性を認め合う意識の醸成

あらゆる世代に対して、性別にとらわれず互いを尊重し能力を発揮できる社会に繋げるための情報発信や学習機会の提供を行います。また、性の多様性への理解を深め、互いの人権を尊重し合う意識啓発を進めます。

施策内容	取組内容	所管
①性別にもとづく思い込みへの気づきと是正	あらゆる世代の市民がジェンダー平等への理解を深め、身近に感じられるよう、学習機会の充実を図ります。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン)
	市庁舎内や関係施設において、市内外で行われている講演会・講座などの情報提供の充実を図ります。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン)
	講座やイベントの開催に加え、SNS 等を活用した効果的な情報発信を進めます。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン)
②性の多様性の理解と尊重	市職員や関係団体等を対象に研修を実施し、誰もが尊重され安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン) 指導課

	市内事業所に対して、性の多様性に配慮した職場環境づくり（SOGI ハラスメント防止等）を啓発します。	人権くらしの相談課 （にんじんサロン）
	性的指向や性自認など、性の多様性に関する正しい知識の普及と理解促進を図るため、広報や講座等を通じた啓発を進めます。	人権くらしの相談課 （にんじんサロン）
③ジェンダー平等に関する情報発信の推進	ジェンダー平等に関する各種情報を収集し、課題の把握や調査・研究を行うとともに、広報紙や市ホームページ、パンフレット等を通じて周知・啓発を行います。	人権くらしの相談課 （にんじんサロン）
	市の刊行物や庁舎内・関係施設等に掲示・配布する広報物等について、性別による固定的な役割分担を助長する表現や、ジェンダー平等の視点に欠ける表現がないか点検します。	人権くらしの相談課 （にんじんサロン） 資産活用課
	市職員を対象に、ジェンダー平等に関する理解を深めるための研修の実施や、ジェンダー平等に向けた情報提供を行います。	人権くらしの相談課 （にんじんサロン）

2) 学校・家庭における自分らしさを尊重する教育の推進

次世代を担う子どもたちが、性別にかかわらず自分らしい生き方や進路を選択することができるよう、教育内容・学習機会の充実を図ります。あわせて、教育関係者や保護者に対しても、子どもたち一人ひとりの個性と能力を発揮できる社会へ向けた意識を高めるための働きかけを進めていきます。

施策内容	取組内容	所管
①子どもの人権尊重と多様な選択を可能にする教育の推進	保育や教育の場において、性別による固定的な役割意識にとらわれない指導や啓発を進め、子どもが自分らしい生き方・進路を主体的に選択できるよう支援します。	こども育成課 指導課
	研修や講座への参加等を通し、教育現場におけるジェンダー平等の視点を踏まえた教材・指導内容の工夫を促進します。	人権くらしの相談課 指導課
	子どもが多様な価値観や生き方に触れられるよう、講座やイベント、図書資料などの充実を図ります。	こども育成課 指導課 図書館
②家庭におけるジェンダー平等教育の促進	アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）や性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を進めます。	人権くらしの相談課 子育て応援課
	家庭内で家事・育児・介護などを協力し合う意識を育み、家族が互いに協力し合い、家庭生活をともに支えられるような講座や学びの場を設けます。	人権くらしの相談課 子育て応援課

基本方向2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

男女共同参画社会を実現していくためには、性別にかかわらず、誰もが様々な分野の活動に参画しやすい環境を整備することが重要です。

雇用の場や地域活動など幅広い分野において男女共同参画を推進するとともに、意思決定過程への女性の参画拡大に取り組み、家庭内では互いを支え合いながら一人ひとりが自分らしく活躍できる社会をめざします。

■ 計画推進の指標

指標名	現状値	目標値
家庭での日常の家事について、男女同じくらい担っている割合	11.4% (R7)	40.0%
審議会等委員の女性割合	30.6% (R7)	40.0%
女性委員のいない審議会等の割合	6.4% (R7)	0%
公務員管理職（課長相当職以上）の女性の割合	23.6% (R6)	40.0%
自治会長に占める女性の割合	6.8% (R6)	10.0%

■ 基本施策

1) 雇用の場における男女共同参画の推進

働きたい人が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができる環境の整備を進めます。一人ひとりが能力を十分に発揮し、誰もが望むライフスタイルを実現できる社会づくりを進めていくため、事業所に対して性別にとらわれず、多様な働き方が選択でき、活躍できるよう働きかけるとともに、ハラスメントの防止や女性の就業支援の充実に取り組みます。

施策内容	取組内容	所管
①事業所における女性の活躍推進に向けた環境整備と取組の推進	働きたい人が仕事と子育て・介護等を両立しながら働き続けられる環境づくりを呼びかけます。	地域経済課 人権くらしの相談課
	事業所に対し、女性活躍に係る認定取得に向けた取組の促進や、事業主行動計画作成に向けた支援を行います。	地域経済課 人権くらしの相談課
	事業所における男女の均等な採用を促進するとともに、女性の管理職等の積極的な登用に向けた働きかけを行います。	地域経済課 人権くらしの相談課
②職場におけるハラスメント防止	事業所に向けて、パワハラ・セクハラ・SOGI ハラスメント等、様々なハラスメントについての啓発及び防止の取組を促進します。	地域経済課 人権くらしの相談課

	相談体制の整備や相談窓口の周知を進め、誰もが安心して働ける職場づくりを支援します。	人権くらしの相談課
	市職員や学校教職員等を対象としたハラスメント防止研修等の実施を通し、意識の定着を図ります。	人事課 周産期小児医療センター 消防本部 指導課
③女性の就業支援	働く意欲のある女性が自分らしく活躍できるよう、就職や再就職を希望する女性に対して、相談や情報提供、講座などを通じた支援を行います。	地域経済課 人権くらしの相談課
	パートタイム労働者、派遣労働者、家内労働者などが抱える問題に対応できる相談体制の充実を図ります。	人権くらしの相談課

2) 仕事と生活の調和

ひとり暮らしや夫婦のみ家族、子どものいる家族など、世帯のかたちにかかわらず、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとりながら、人生を豊かにする人とのつながりや自分のための時間を持てるように支援します。

仕事と家事・子育てや介護等との両立に向けては、事業所との連携、働きかけなど、多様で柔軟な働き方への支援などに取り組むとともに、家事・子育てを男女が共に担えるよう、意識啓発やスキルの習得に向けた支援に取り組みます。

施策内容	取組内容	所管
①仕事と家庭生活の両立支援の推進	保育支援や介護サービスの充実を図るとともに適切な情報提供を行い、仕事と生活の両立を支援します。	こども育成課 高齢介護課 障がい福祉課
	男性職員・男性教職員等が育児休業を取得できる環境づくりや生活の両立支援に努めます。	人事課 周産期小児医療センター 消防本部 指導課
	家庭生活を男女が共に支え合うため、日常の家事分担を進めるための意識啓発に取り組むとともに、料理を中心とした“生活力”の向上に向けた家事講座を実施します。	人権くらしの相談課
	家庭生活を男女で共に支え合うことができるよう、子育てを支援する教室や、介護を支援する講座等を開催するとともに、意識啓発に向けた周知を図ります。	子育て応援課 高齢介護課 障がい福祉課
②事業所における両立支援の取組促進	事業所に対し、柔軟な勤務制度や両立支援策の周知・啓発や、導入を働きかけます。	地域経済課 人権くらしの相談課
	事業所に対し仕事と生活の両立に対する理解の促進を図るとともに、育児休業・介護休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。	地域経済課 人権くらしの相談課

③多様な働き方の実現への支援	テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を希望する人や事業所への情報提供や制度支援を行います。	地域経済課 人権くらしの相談課
	ライフステージに応じた働き方の選択肢を広げる取組を支援します。	人権くらしの相談課



3) 政策・方針決定の場における女性の参画促進

政策・方針決定の場において、男女が対等に参画することの重要性を啓発するとともに、市が設置する審議会等の委員や地域団体の役員への女性の参画を促進していきます。また、市における女性職員の管理職への登用促進に積極的に取り組みます。

施策内容	取組内容	所管
①審議会等への女性の参画の促進	政策・方針決定の場において、男女それぞれの意見が反映されるよう、市が設置する審議会等において、女性委員の登用を進めます。	全課
	審議会等における女性参画率を把握し、継続的に見直しを行うとともに、女性委員の登用に向けた情報提供を行います。	人権くらしの相談課
②市職員・教職員管理職への女性の登用の促進	女性職員・教職員等の能力開発や研修を充実させるとともに、「泉大津市特定事業主行動計画」に基づき、管理職への登用を積極的に促進します。	人事課 周産期小児医療センター 消防本部 指導課
③地域における方針決定の場への女性の参画の促進	自治会や地域団体などで、役員への女性の選出についての働きかけや、女性が意見を出しやすく、役割を担いやすい環境づくりを支援します。	市民協働推進課 地域団体所管課

4) 地域における男女共同参画の推進

地域活動が性別や年齢等により役割が固定化することがないように、性別や年齢に関わらず誰もが参加しやすく、互いを尊重しながら主体的に関わることができる地域づくりを進めます。

施策内容	取組内容	所管
①地域活動の参加促進に向けた環境づくり	性別や年齢にかかわらず、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。	市民協働推進課 生涯学習課
	講座等において一時保育を実施することで、子育て世帯が地域に参加できる機会の提供を進めます。	人権くらしの相談課
	子どもを持つ人が、地域活動に参加することができるよう、一時保育等の保育サービスの充実を図るとともに、周知を行います。	こども育成課
	高齢者・障がい者を介護する人が、地域活動に参加することができるよう、介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、周知を行います。	高齢介護課 障がい福祉課
②地域活動を行おうとする個人・団体への支援	地域での活動が性別に関わらず広がるよう、地域で活動を始めたい個人や団体を応援し、必要に応じて助言・指導等を行い、男女がともに地域で活躍できる取組を支援します。	市民協働推進課



基本方向3 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

生涯を通じて心とからだの健康を保持し、誰もが安心して暮らせる環境を整備することは、性別に関わらず一人ひとりが尊重される社会をめざすうえで必要不可欠です。男女はそれぞれ異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、生涯にわたる心とからだの健康対策を推進するとともに、様々な要因で複合的な困難を抱えている人々が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

また、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力など、性別を問わず誰に対しても起こりうるあらゆる暴力の根絶をめざし、誰もが被害者にも加害者にもならない社会の実現に向けて、啓発・予防や被害からの回復のための取組を推進します。

さらに、地域防災体制の推進を図り、一人ひとりの立場に寄り添った視点を取り入れた防災・災害対策を進めます。

■ 計画推進の指標

指標名	現状値	目標値
あらゆるDV行為に関する認識率 （DVにあたる行為について、すべてにおいて「どんな場合でも暴力（DV）にあたる」と回答した人の割合）	27.4% (R7)	50.0%
交際相手や配偶者等からの暴力についての相談窓口を「1つも知らない」と答えた人の割合	10.5% (R7)	0%
DVを受けた際に、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合	66.1% (R7)	40.0%
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	子宮頸がん 17.6% 乳がん 18.6% (R5)	子宮頸がん 25.0% 乳がん 25.0%
防災会議の委員に占める女性の割合	11.4% (R6)	20.0%
消防団員に占める女性の割合	29.9% (R6)	40.0%

■ 基本施策

1) 困難な問題を抱える人への支援

ひとり親家庭など、生活に困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備するため、多様な支援体制の充実を図ります。

施策内容	取組内容	所管
①ひとり親家庭への支援体制の充実	ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、ひとり親家庭の実情を把握し、相談窓口や支援制度の周知・活用を進め、生活・就労・子育てなど、多方面からの支援を組み合わせて提供します。	人権くらしの相談課 こども政策課 子育て応援課
②複合的な困難を抱える人への支援	生活・健康・教育など、複数の課題を抱える方が必要な支援を継続して受けられるよう、関係機関と連携した相談・サポート体制を整えます。	福祉政策課 重層的支援体制整備 事業担当課

	生活に悩みや不安を抱えている家庭の子どもを対象に、学習支援や安心して過ごせる居場所づくりを行い、学びや生活の機会を保障します。	福祉政策課 こども政策課
--	---	-----------------

2) 性別に関係するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）や性暴力は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。一人ひとりが暴力に対する認識を持ち、暴力を生まないための啓発や予防教育を推進します。

また、引き続きDV防止法等の法律・制度の周知徹底に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援体制を整備します。

施策内容	取組内容	所管
①性別に関係する暴力に関する啓発・教育の推進	配偶者等による身体的・精神的・経済的な暴力や性暴力について、その多様な形態と深刻さを理解してもらうための啓発を行うとともに、こうした行為が重大な人権侵害であることを広く周知します。	人権くらしの相談課
	幼児期からの心とからだを大切にすることの教育の実施等、学校や地域での予防教育・研修を通して、暴力を生まない社会づくりを行います。	人権くらしの相談課 こども育成課 指導課
②被害者の保護と支援の推進	被害者が安心して相談できる窓口を整備・周知するとともに、相談員の資質向上に向けた研修参加を促進します。	人権くらしの相談課
	被害者の保護と支援を推進するため、庁内の関係課との連携を図るとともに、配偶者暴力防止支援センター、警察等の関係機関と連携・協力します。	人権くらしの相談課 子育て応援課 高齢介護課 障がい福祉課
③被害者の自立のための支援	被害者が生活・就労・住居などで自立できるよう、必要な支援や情報提供を行います。	人権くらしの相談課
	生活保護制度や生活困窮者自立支援事業などの活用を支援するとともに、DV防止法等の法律・制度の周知や関係機関との連携により、保護から自立支援まで切れ目のない体制を整備します。	人権くらしの相談課 生活福祉課 福祉政策課

3) 生涯にわたる心とからだの健康保持

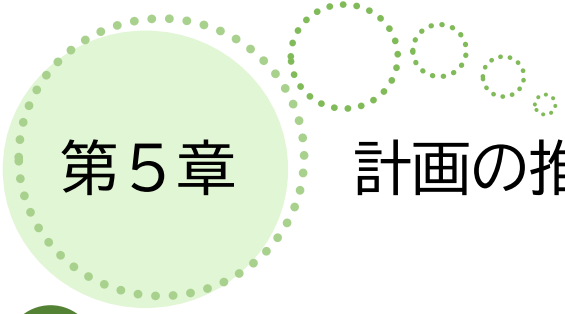
自身の主体的な生き方を尊重する「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立ち、性と生殖にかかわる女性の権利についての理解を浸透します。誰もが心身の健康を保持できるよう、生涯にわたる健康支援を進めるとともに、性に関する正しい知識・理解の普及、相談体制の整備に取り組みます。

施策内容	取組内容	所管
①健康対策の推進	生活習慣改善の支援を通じて、未病・予防を推進し、市民一人ひとりが生涯にわたり健康を保持できる環境を整備します。	高齢介護課 健康づくり課
	食の体験活動を通して食育への関心を高め、バランスのよい食事など健康的な食習慣を身につけられるよう食育推進に取り組みます。	子育て応援課 こども育成課 健康づくり課 教育政策課 指導課
	女性のライフステージに応じた健康支援や相談窓口の充実を図るとともに、健康づくりに関する講座等を開催し、心身の健康に関する正しい知識の普及を図ります。	人権くらしの相談課 健康づくり課
②性に関する知識の普及と相談体制の整備	心のつながりや命の尊厳を重視した性に関する指導・教育を実施します。	こども育成課 指導課
	性や生殖に関する正しい知識を広く周知し、理解を深めます。	人権くらしの相談課
	性に関する相談窓口や支援体制を整え、誰でも安心して相談できる環境を整備するとともに、適切に対応・支援できる体制を整えます。	人権くらしの相談課 指導課

4) 防災に関する男女共同参画の推進

防災分野での女性の参画を拡大するとともに、一人ひとりの立場に寄り添った視点を取り入れた地域防災体制を推進します。

施策内容	取組内容	所管
①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進	地域防災計画や訓練等に、男女共同参画の視点を取り入れ、誰もが参加しやすい防災体制を整えます。	危機管理課 消防本部
②様々な人への配慮ができる災害時支援体制の構築	高齢者や障がい者、妊娠中の方など、多様な状況に応じた災害支援体制を整備します。	危機管理課 高齢介護課 障がい福祉課
	災害時に誰もが安心して避難・生活できるよう、情報提供や多様な視点を取り入れた避難所環境の整備を進めます。	危機管理課



第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく施策については、あらゆる分野にわたっているため、横断的に取り組むことができるよう庁内の推進体制を整備し、総合的かつ計画的に施策を推進していくことが重要です。

本市において、施策を総合的に企画・調整し、効果的に推進していくために設置されている「男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局との一層の連携強化を図ります。また、職員におけるジェンダー平等、男女共同参画意識の向上に努めます。

(2) 市民、地域団体等の連携

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけではなく、市民や地域団体、事業所等もその意義を十分に理解し、主体的・積極的に取組を進めていくことが必要です。

本市では、男女共同参画に関する活動を行う市民・地域団体、事業所等との連携を図りながら、施策を推進していきます。また、その人材や団体を育成・支援するための取組を進めていきます。

(3) 拠点施設の整備・充実

にんじんサロンは、本市においてジェンダー平等意識を浸透し、男女共同参画を推進するため、市民に向けて様々な事業を展開するための拠点施設です。現在、にんじんサロンでは、「学習事業」「交流事業」「登録グループ活動支援」「イベント」「情報収集・提供」などの事業を実施しています。

にんじんサロンが、拠点施設として十分に機能するよう、市民が気軽に訪れることができる場として整備を進めていくとともに、実施する事業などについて積極的に周知を行っていきます。また、引き続き男女共同参画を推進するための事業を展開していくとともに、特に子育て世代や男性に向けた事業の充実を図っていきます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に実行していくため、泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例第11条第5項の規定に基づき、庁内の関係各課が実施する施策の実施状況等について、毎年度報告書を作成し、広く市民に公表します。

また、学識経験者や公募に応じた者等から構成される「泉大津市男女共同参画審議会」を毎年度開催し、実施状況等の報告などを行うとともに、その評価と提言を受け、今後の施策の取組に反映させていきます。



資料編

計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和7年 4月22日～ 5月10日	市民アンケート調査の 実施	満18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人を対象に実施
令和7年 7月4日	第1回泉大津市男女共 同参画審議会	・審議会会長へ諮問 ・案件 ①市民意識委調査の結果報告（速報）について ②計画骨子案（構成案、施策体系）について ③ヒアリング調査の実施について ④その他
令和7年 7月16日	女性相談の相談員への 聞き取り調査の実施	女性相談などを通じて、女性が直面している困難な状況を把握するため、女性相談担当相談員を対象に実施
令和7年 9月2日	第1回泉大津市男女共 同参画推進本部会議	・案件 ①第4次泉大津市男女共同参画推進計画の概要について ②市民意識調査の結果について ③今後のスケジュールについて ④その他
令和7年 9月5日	第2回泉大津市男女共 同参画審議会	・案件 ①アンケート結果・分析報告について ②第3次男女共同参画推進計画進捗状況について ③第4次泉大津市男女共同参画推進計画（骨子案）について ④その他
令和7年 8月8日～ 8月22日	事業所アンケート調査 の実施	泉大津市商工会議所女性会及び青年部に属する事業所110社を対象に実施
令和7年 9月26日	市内事業所への聞き取 り調査の実施	アンケート調査に回答があった事業所に個別の聞き取り調査を実施

年月日	事項	内容
令和7年 9月5日～ 9月16日	子育て世代の生活実態 と意識調査の実施	おやこ広場、子育てサークルに参加する保護者・に んじんサロンLINE登録者を対象に実施
令和7年 10月15日	第3回泉大津市男女共 同参画審議会	・案件 ①第4次計画策定に係る追加アンケート及びヒア リング結果について ②第4次泉大津市男女共同参画推進計画(素案)に ついて ③その他
令和7年 10月21日	第2回泉大津市男女共 同参画推進本部会議	・案件 ①第4次計画策定に係る追加アンケート及びヒア リング結果について ②第4次泉大津市男女共同参画推進計画(素案)に ついて ③その他
令和7年 12月8日～ 令和8月1 月9日	パブリックコメントの 実施	第4次泉大津市男女共同参画推進計画(案)につい て市民から意見を募集するため、パブリックコメン トを実施
令和8年 1月19日	第3回泉大津市男女共 同参画推進本部会議	・案件 ①パブリックコメントの結果について ②第4次泉大津市男女共同参画推進計画(素案)に ついて ③その他
令和8年 1月23日	第4回泉大津市男女共 同参画審議会	・案件 ①パブリックコメントの結果について ②第4次泉大津市男女共同参画推進計画(素案)に ついて ③答申書(案)について ④その他
令和8年 2月9日	答申	審議会会長から市長へ答申
令和8年 2月18日	総務都市委員会協議会	・案件 ①第4次泉大津市男女共同参画推進計画を定める 件について ②パブリックコメントの結果について
令和8年 2月24日	泉大津市市議会令和8 年第1回定例会	第4次泉大津市男女共同参画推進計画を定める件 について議決

泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例

平成19年12月14日

条例第27号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法が制定された。

泉大津市においても、「人が好きです。このまちが好きです。わたしも参加します。にんじん（人参）プラン」と市民が名付けた行動計画に基づき、様々な取組を進めてきたが、現実の社会では、性別による固定的役割分担意識及びこれに基づく社会慣行等が依然として残され、多くの市民が男女間の不平等を感じている。

少子高齢化及び高度情報化が急速に進展し、社会経済環境が大きく変化する中、豊かで活力のある泉大津市を築くためには、男女が支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画への取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、事業者（本市の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。）及び教育関係者等（学校教育、家庭教育、職場教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- （4） ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は配偶者であった者その他これに準ずる親しい関係にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- （1） 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- （2） 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- （3） 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、できる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- （4） 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決

定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 男女が、互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について個人の尊厳が重んじられ、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動について協力して担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画することができるように配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、その動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者等（以下「市民等」という。）と協働するものとする。

3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業又は活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、職場における活動に参画する機会の確保、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境の整備等により、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者等の責務)

第7条 教育関係者等は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るための教育を行うとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(積極的格差是正措置)

第8条 市は、男女共同参画の推進のため、市民及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別によるあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス及びこれと相関する児童虐待を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は異性に対する暴力的行為を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画推進計画の策定等)

第11条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、泉大津市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 3 市長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。
 - 5 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。
(附属機関等における委員の構成)
- 第12条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。
(施策の策定に当たっての配慮)
- 第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
(市民等の理解を深めるための措置)
- 第14条 市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、教育及び学習を通じて市民が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
(調査研究)
- 第15条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、男女共同参画施策に反映させるものとする。
(苦情等及び相談の申出)
- 第16条 市民等は、男女共同参画施策又は市が実施する施策のうち男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて、苦情又は意見(以下「苦情等」という。)があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、迅速かつ適切に処理するものとする。この場合において、市長は、苦情等の処理を行うに当たり必要があると認めるときは、泉大津市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。
 - 3 市民等は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたとき又はそのおそれがあるときは、市長に相談することができる。
 - 4 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関と連携し、迅速かつ適切に処理するものとする。
(推進体制の整備)
- 第17条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。
(拠点施設の整備)
- 第18条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。
(男女共同参画審議会)
- 第19条 本市に、泉大津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 男女共同参画推進計画の策定に関し、第11条第2項の規定による市長の求めに応じて意見を述べること。
 - (2) 苦情等の申出について、第16条第2項の規定による市長の求めに応じて意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の求めに応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること。
 - 3 審議会は、委員10名以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 委員は、学識経験のある者、公募に応じた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定され、及び公表されている泉大津市男女共同参画推進計画「にんじんプラン」は、第11条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年泉大津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

泉大津市男女共同参画審議会委員名簿

(R6.11.1～R8.10.31)

役 職	氏 名	所 属 等
副会長	岩田 千栄美	桃山学院大学ビジネスデザイン学部 特任准教授
	上中 文博	大津毛織株式会社管理部 次長
会長	岡崎 裕	和歌山大学教育学部 教授
	加藤 雄一	えがお先生(笑顔写真家) とれぞあ子ども園 職員
	國安 澄江	合同会社 ウィメンズセンター大阪 代表社員
	寺田 誠	NPO法人 きんきうえぶ、 泉大津市市民活動支援センター（おづぶらぎ）センター長
	中下 肇子	公募市民
	西上 悦央	泉大津公共職業安定所 次長
	花見 明子	泉大津市立東陽中学校 校長
	山田 麻里	公募市民

(50音順)

(趣旨)

第1条 この規則は、泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例（平成19年泉大津市条例第27号。以下「条例」という。）第19条第6項の規定に基づき、泉大津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(資料の提出)

第5条 審議会は、条例第19条第2項第2号の規定により意見を求められた場合において、審議を行うために必要があると認めるときは、関係機関に情報の提出を求めることができる。

2 前項の規定により提出された情報を会議で審議するときは、当該会議は非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、審議を行うために必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部人権くらしの相談課において行う。

(平24規則18・令3規則8・令7規則6・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行う。

附 則（平成24年3月30日規則第18号） 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第8号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第6号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的に企画・調整し、かつ効果的に推進するため、泉大津市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 泉大津市における男女共同参画社会づくり促進のための計画（以下「計画」という。）の策定及びその実施に関すること。
- (2) 計画の策定及び実施における関係部課等の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、泉大津市市長会議規則（昭和46年泉大津市規則第6号）第3条に規定する者をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を充てる。

(会議)

第4条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が召集し、主宰する。

2 本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

3 本部長は、必要があると求めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の所掌事務を円滑に推進するため、幹事会を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会は、市民生活部人権くらしの相談課長が召集し、主宰する。

3 幹事会は、協議事項に関係ある幹事のみで開催することができる。

4 幹事会は、必要に応じ関係職員に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

5 本部長は、必要があると認めるときは、幹事を追加することができる。

(研究会)

第6条 幹事が提示した事項について検討するため、幹事会に研究会を置くことができる。

2 研究会は、公募職員及び本部員の推薦職員で組織する。

3 研究会に構成員で互選した座長を置き、座長が必要に応じて会議を招集する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民生活部人権くらしの相談課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

2 泉大津市女性施策推進本部設置要綱（平成元年11月2日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

危機管理課長	子育て応援課長
秘書広報課長	こども育成課長
成長戦略課長	健康づくり課長
人事課長	都市づくり政策課長
人権くらしの相談課長	建築住宅課長
政策推進課長	土木課長
地域経済課長	環境課長
市民協働推進課長	水道課長
総務課長	下水道課長
財政課長	会計課長
税務課長	市立周産期小児医療センター事務局総務課長
市民課長	市立周産期小児医療センター事務局医事課長
資産活用課長	消防本部総務課長
福祉政策課長	議会事務局次長
高齢介護課長	教育委員会事務局教育政策課長
障がい福祉課長	教育委員会事務局指導課長
生活福祉課長	教育委員会事務局生涯学習課長
保険年金課長	選管・監査・公平・農委次長
こども政策課長	

泉大津市男女共同参画推進本部員一覧

本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	参与
	市長公室長
	総務部長
	市民生活部長
	保険福祉部長
	健康こども部長
	都市政策部長
	市議会事務局長
	選挙・監査・公平・農業委員会事務局長
	市立周産期小児医療センター事務局長
	教育委員会事務局長
	消防長
	危機管理監
	政策推進統括監
	上下水道統括監
	会計管理者

泉大人権第23号
令和7年7月4日

泉大津市男女共同参画審議会会長 様

泉大津市長 南出 賢一

泉大津市男女共同参画審議会への諮問について

泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例第11条に基づき、以下の事項について諮問します。

【諮問事項】

第4次泉大津市男女共同参画推進計画の策定に関することについて

【諮問内容】

本市では、「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」（平成19年泉大津市条例第27号）および「第3次泉大津市男女共同参画推進計画」（平成28年策定）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、男女共同参画を推進するうえで重要な課題である固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っており、加えて、市民の暮らし方や働き方、意識や価値観、さらには社会情勢も大きく変化しています。このような現状を踏まえ、時代に即した取組の見直しと強化が求められています。

そこで、固定的な性別役割分担意識の解消と多様性の尊重を基本に、社会や市民意識の変化を的確に捉え、市民等の多様な意見を反映しながら、誰もが活躍できる社会の実現に資する、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れた柔軟かつ実効性の高い計画とするため、貴審議会の意見を求めます。

令和 8 年 2 月 日

泉大津市長 南出 賢一 様

泉大津市男女共同参画審議会
会長 岡崎 裕

第 4 次泉大津市男女共同参画推進計画の策定について（答申）

令和 7 年 7 月 4 日付け泉大人権第 23 号で諮問のあった第 4 次泉大津市男女共同参画推進計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別添「第 4 次泉大津市男女共同参画推進計画（素案）」をもって答申と致します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮され、計画の目指すべき姿である「性別にかかわらず、互いに尊重しあい、望む暮らし方を選択できるまち」の実現に向け、行政・市民・事業所などが一体となって取り組まれるよう要望します。

記

- 1 本計画を推進するにあたっては、数値目標の達成はもとより、その先にある市民一人ひとりの心身の健康と、生活の充実を実感できる「ウェルビーイング」の実現を大切に、市民に寄り添った施策が展開されることを期待します。
- 2 計画に関わる様々な市民や地域の声を聴く姿勢を今後も大切にしつつ、「なぜその施策が必要なのか」「何のために行なうのか」という本質的な問いを常に持ち続けてください。
また、現状分析に基づいた「施策の選択と集中」を行って、実効性の高い取り組みへと深化させていくことを願っています。
- 3 互いを尊重し、誰もが活躍できる社会を実現するためには、市民一人ひとりの意識変革が不可欠です。行政においても、あらゆる政策に多様な視点を取り入れるとともに、固定的な性別役割分担意識など、個人では解決が困難な構造的課題に取り組み、意識変容の促進と互いを支え合う社会風土の醸成に努めてください。
- 4 今後起こりうる急激な社会情勢の変化を見据え、想定外の事態にも柔軟に対応し、計画を最適化し続けられるような、しなやかで力強い推進体制の構築に努めてください。

第4次泉大津市男女共同参画推進計画

～にんじんプラン～

令和8年3月

泉大津市市民生活部人権くらしの相談課

〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9番12号

電話 0725-33-1131（代表）FAX 0725-33-7780（代表）